

産業安全保健法

[施行 2018. 10. 18]

[法律第 15588 号、2018. 4. 17, 一部改正]

雇用労働部（労災予防政策課）044-202-7690

HP－法令 85

第 1 章 総則（改正 2009. 2. 6）

（目的）

第 1 条 この法律は、産業安全・保健に関する基準を確立し、その責任の所在を明確にし、産業災害を予防して快適な作業環境を作ることにより、勤労者の安全及び保健を維持・増進することを目的とする。 [条文改正 2009. 2. 6]

（定義）

第 2 条 この法律において使用する用語の意義は、次のとおりとする。 （改正 2010. 6. 4）

1. 「産業災害」とは、勤労者が業務に関係する建設物・設備・原材料・ガス・蒸気・粉じん等により、又は作業若しくはその他の業務により死亡若しくは負傷し、又は疾病に罹ることをいう。
2. 「勤労者」とは、「勤労基準法」第 2 条第 1 項第 1 号による勤労者をいう。
3. 「事業主」とは、勤労者を使用して事業を行う者をいう。
4. 「勤労者代表」とは、勤労者の過半数で組織された労働組合がある場合はその労働組合を、勤労者の過半数で組織された労働組合がない場合は勤労者の過半数を代表する者をいう。
5. 「作業環境測定」とは、作業環境の実態を把握するために、当該勤労者又は作業場に関して、事業主が測定計画を樹立した後、試料を採取して分析・評価することをいう。
6. 「安全・保健診断」とは、産業災害を予防するために、潜在的危険性を発見してその改善対策を樹立する目的で雇用労働部長官が指定する者が行う調査・評価をいう。
7. 「重大災害」とは、産業災害のうち死亡等災害の程度が激しいものとして雇用労働部令で定める災害をいう。

[条文改正 2009. 2. 6]

（適用範囲）

第 3 条

- （1）この法律は、すべての事業又事業場（以下「事業」という。）に適用する。ただし、有害・危険の程度、事業の種類・規模及び事業の所在地等を考慮して大統領令で定める事業には、この法律の全部又は一部を適用しないことがある。

- (2) この法律及びこの法律による命令は、国家・地方自治体及び「公共機関の運営に関する法律」第5条による公企業に適用する。

[条文改正 2009. 2. 6]

(政府の責務)

第4条

- (1) 政府は、第1条の目的を達成するために、次の各号の事項を誠実に履行する責務を負う。
(改正 2013. 6. 12)

1. 産業安全・保健政策の樹立・執行・調整及び統制
2. 事業場に対する災害予防支援及び指導
3. 有害又は危険な機械・機構・設備及び防護装置・保護具等の安全性評価及び改善
4. 有害又は危険な機械・機構・設備及び物質等に関する安全・保健上の措置基準の作成及び指導・監督
5. 事業の自律的な安全・保健経営体制確立のための支援
6. 安全・保健意識を培うための広報・教育及び無災害運動等安全文化の推進
7. 安全・保健のための技術の研究・開発及び施設の設定・運営
8. 産業災害に関する調査及び統計の維持・管理
9. 安全・保健関連団体等に対する支援及び指導・監督
10. その他の勤労者の安全及び健康の保護・増進

- (2) 政府は、前項各号の事項を効率的に遂行するための施策を用意しなければならないが、このために必要であると認めるときは、「韓国産業安全保健公団法」による韓国産業安全保健公団（以下「公団」という。）その他の関連団体及び研究機関に対して行政的・財政的支援を行うことができる。

[条文改正 2009. 2. 6]

(事業主等の義務)

第5条

- (1) 事業主は、次の各号の事項を履行することにより、勤労者の安全及び健康を維持・増進させるとともに、国家の産業災害予防施策に従わなければならない。
(改正 2013. 6. 12)

1. この法律及びこの法律による命令で定める産業災害予防のための基準を遵守すること
2. 勤労者の身体的疲労及び精神的ストレス等を減らすことができる快適な作業環境を作り、勤労条件を改善すること
3. 当該事業場の安全・保健に関する情報を勤労者に提供すること

- (2) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、設計・製造・輸入又は建設をするときは、この法律及びこの法律による命令で定める基準を遵守しなければならないが、その物を使用することによ

って発生する産業災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(改正 2013. 6. 12)

1. 機械・機構及びその他の設備を設計・製造又は輸入する者
2. 原材料等を製造・輸入する者
3. 建設物を設計・建設する者

[条文改正 2009. 2. 6]

[題名改正 2013. 6. 12]

(勤労者の義務)

第 6 条 勤労者は、この法律及びこの法律による命令で定める基準等産業災害予防に必要な事項を遵守しなければならない。事業主又は勤労監督官、公団等関係者が実施する産業災害防止に関する措置に従わなければならない。

(改正 2013. 6. 12)

[条文改正 2009. 2. 6]

第 7 条 削除 (2009. 10. 9)

(産業災害予防計画の樹立・公表)

第 8 条

(1) 雇用労働部長官は、産業災害予防に関する中・長期基本計画を樹立しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

(2) 雇用労働部長官は、前項により樹立した産業災害予防計画を「産業災害補償保険法」第 8 条第 1 項による産業災害補償保険及び予防審議委員会の審議を経て公表しなければならない。これを変更しようとする場合もまた同じ。

(改正 2009. 10. 9、2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 2. 6]

(協力の要請等)

第 9 条

(1) 雇用労働部長官は、前条により樹立された産業災害予防計画を効率的に施行するために必要であると認めるときは、関係行政機関の長又は「公共機関の運営に関する法律」第 4 条による公共機関の長に必要な協力を要請することができる。

(改正 2010. 6. 4)

(2) 行政機関（雇用労働部を除く。以下この条において同じ。）の長は、事業場の安全及び保健に関して規制をするには、あらかじめ雇用労働部長官と協議しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

(3) 雇用労働部長官が前項による協議過程において当該規制に対する変更を求めたときは、行政機関の長はこれに応じなければならない。雇用労働部長官は、必要な場合は、国務総理による

協議・調整事項として確定することができる。 (改正 2010. 6. 4)

- (4) 雇用労働部長官は、産業災害予防のために必要であると認めるときは、事業主、事業主団体その他の関係者に対し、必要な事項を勧告し、又は協力を要請することができる。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 2. 6]

(事業場の産業災害発生件数等の公表)

第9条の2

- (1) 雇用労働部長官は、産業災害を予防するために必要であると認めるときは、大統領令で定める事業場の産業災害発生件数、災害率又はその順位等 (以下「産業災害発生件数等」という。) を公表しなければならない。 (改正 2010. 6. 4、2017. 4. 18)

- (2) 雇用労働部長官は、大統領令で定める事業場の発注者が使用する勤労者と受注者 (下請受注者を含む。以下同じ。) が使用する勤労者が同じ場所で作業をする場合においては、発注者の産業災害発生件数等に受注者の産業災害発生件数等を合わせて前項により公表しなければならない。 (新設 2017. 4. 18)

- (3) 雇用労働部長官は、前項により産業災害発生件数等を公表するために、発注者に対して受注者に関する資料の提出を要請することができる。この場合には、要請を受けた者は、特別な理由がなければ、これに従わなければならない。 (新設 2017. 4. 18)

- (4) 第1項及び第2項による公表の手続き及び方法等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4、2017. 4. 18)

[条文改正 2009. 2. 6]

(産業災害発生隠蔽禁止及び報告等)

第10条

- (1) 事業主は、産業災害が発生したときは、その発生事実を隠してはならず、雇用労働部令で定めるところにより、災害発生の原因等を記録・保存しなければならない。

(改正 2010. 6. 4、2017. 4. 18)

- (2) 事業主は、前項により記録した産業災害のうち雇用労働部令で定める産業災害に関しては、その発生概要・原因及び報告時期、再発防止計画等を、雇用労働部令で定めるところにより、雇用労働部長官に報告しなければならない。 (改正 2010. 5. 20、2010. 6. 4、2013. 6. 12)

[条文改正 2009. 2. 6]

[題名改正 2017. 4. 18]

第10条の2 削除 (2009. 2. 6)

(法令要旨の掲示等)

第 11 条

(1) 事業主は、この法律及びこの法律による命令の要旨を、常時、各作業場内に勤労者が容易に見ることができる場所に掲示し、又は備え付け、勤労者が分かるようにしなければならない。

(改正 2013. 6. 12)

(2) 勤労者代表は、次の各号の事項に関する内容又は結果を通知することを事業主に要請でき、事業主はこれに誠実に応じなければならない。

(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)

1. 第 19 条第 2 項により産業安全保健委員会（第 29 条の 2 により労使協議体を設置・運営する場合は、労使協議体をいう。）が議決した事項
2. 第 20 条第 1 項各号に規定された事項
3. 第 29 条第 2 項各号に規定された事項
4. 第 41 条に規定された事項
5. 第 42 条第 1 項による作業環境測定に関する事項
6. その他の雇用労働部令で定める安全及び保健に関する事項

[条文改正 2009. 2. 6]

(安全・保健標識の貼付等)

第 12 条 事業主は、事業場の有害又は危険な施設及び場所に対する警告、非常時措置に関する案内、その他の安全意識の醸成のために、雇用労働部令で定めるところにより、安全・保健標識を設置し、又は貼り付けなければならない。この場合において、「外国人勤労者の雇用等に関する法律」第 2 条による外国人勤労者を採用した事業主は、雇用労働部長官が定めるところにより、外国語により安全・保健標識及び作業安全規則遵守を貼り付けるように努力しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 2. 6]

第 2 章 安全・保健管理体制（改正 2009. 2. 6）

(安全保健管理責任者)

第 13 条

(1) 事業主は、事業場に安全保健管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、次の各号の業務を総括管理させなければならない。

(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)

1. 産業災害予防計画の樹立に関する事項
2. 第 20 条による安全保健管理規定の作成及び変更に関する事項
3. 第 31 条による勤労者の安全・保健教育に関する事項

4. 第 42 条による作業環境測定等作業環境の点検及び改善に関する事項
 5. 第 43 条による勤労者の健康診断等健康管理に関する事項
 6. 産業災害の原因調査及び再発防止対策樹立に関する事項
 7. 産業災害に関する統計の記録及び維持に関する事項
 8. 安全・保健に関連した安全装置及び保護具の購入時の適格品可否確認に関する事項
 9. その他の勤労者の有害・危険予防措置に関する事項であって雇用労働部令で定める事項
- (2) 管理責任者は、第 15 条による安全管理者及び第 16 条による保健管理者を指揮・監督する。
- (3) 管理責任者を置かなければならない事業の種類・規模、管理責任者の資格、その他の必要な事項は、大統領令で定める。

(改正 2013. 6. 12)

[条文改正 2009. 2. 6]

(管理監督者)

第 14 条

- (1) 事業主は、事業場の管理監督者（経営組織で生産に関連する業務及びその所属職員を直接指揮・監督する部署の長又はその職位に担当する者をいう。以下同じ。）に、職務と関連した安全・保健に関する業務であって安全・保健点検等大統領令で定める業務を遂行させなければならない。ただし、危険防止が特に必要な作業として大統領令で定める作業に関しては、所属職員に対する特別教育等大統領令で定める安全・保健に関する業務を追加して遂行させなければならない。
- (2) 前項による管理監督者がいる場合は、「建設技術振興法」第 64 条第 1 項第 2 号による安全管理責任者及び同項第 3 号による安全管理担当者をそれぞれ置いたものとみなす。

(改正 2013. 5. 22)

[条文改正 2009. 2. 6]

(安全管理者等)

第 15 条

- (1) 事業主は、事業場に安全管理者を置き、第 13 条第 1 項各号の事項のうち安全に関する技術的な事項に関して事業主又は管理責任者を補佐し、管理監督者に助言・指導する業務を遂行させなければならない。
- (2) 安全管理者を置かなければならない事業の種類・規模、安全管理者の数・資格・業務・権限・選任方法、その他の必要な事項は、大統領令で定める。
- (3) 雇用労働部長官は、産業災害予防のために必要であると認められるときは、安全管理者を定数以上に増やし、又は再び任命することを命じることができる。
- (4) 大統領令で定める種類及び規模に該当する事業の事業主は、雇用労働部長官が指定する安全管理業務を専門的に遂行する機関（以下「安全管理専門機関」という。）に安全管理者の業

務を委託することができる。 (改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)

(5) 雇用労働部長官は、安全管理専門機関について評価し、その結果を公開することができる。この場合において、評価の基準・方法及び結果の公開に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (新設 2017. 4. 18)

(6) 安全管理専門機関の指定要件及び手続きに関する事項は、大統領令で定め、安全管理専門機関の業務遂行基準、安全管理専門機関が委託業務を遂行できる地域、その他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12、2017. 4. 18)

[条文改正 2009. 2. 6]

(指定の取り消し等)

第 15 条の 2

(1) 雇用労働部長官は、安全管理専門機関が次の各号のいずれか一つに該当するときは、その指定を取り消し、又は 6 カ月以内の期間を定めてその業務の停止を命じることができる。ただし、第 1 号又は第 2 号に該当するときは、その指定を取り消さなければならない。

(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12)

1. 偽り又はその他の不正な方法に指定を受けた場合
2. 業務停止期間中に業務を遂行した場合
3. 指定要件を満たすことができない場合
4. 指定を受けた事項に違反して業務を遂行した場合
5. その他の大統領令で定める理由に該当する場合

(2) 前項により指定が取り消しになった者は、指定が取り消しになった日から 2 年以内は、安全管理専門機関に指定を受けることはできない。 (改正 2013. 6. 12)

[条文改正 2009. 2. 6]

(課徴金)

第 15 条の 3

(1) 雇用労働部長官は、前条により業務の停止を命じなければならない場合に、その業務停止が利用者に著しい不便を与え、又は公益を害するおそれがあると認められるときは、業務停止処分に代えて、1 億ウォン以下の課徴金を賦課することができる。(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)

(2) 前項による課徴金賦課処分を受けた者が課徴金を期限までに納めないときは、国税滞納処分の例により徴収する。

(3) 第 1 項による課徴金の賦課基準及びその他の必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009. 2. 6]

(保健管理者等)

第 16 条

- (1) 事業主は、事業場に保健管理者を置き、第 13 条第 1 項各号の事項のうち保健に関する技術的な事項に関して事業主又は管理責任者を補佐し、管理監督者に助言・指導する業務を遂行させなければならない。 (改正 2013. 6. 12)
- (2) 保健管理者を置かなければならない事業の種類・規模、保健管理者の数・資格・業務・権限・選任方法、その他の必要な事項は、大統領令で定める。 (改正 2013. 6. 12)
- (3) 保健管理者に関しては、第 15 条第 3 項から第 6 項まで及び前 2 条を準用する。この場合において、「安全管理者」とあるのは「保健管理者」と、「安全管理」は「保健管理」と、「安全管理専門機関」は「保健管理専門機関」と〔それぞれ〕みなす。 (改正 2013. 6. 12)

[条文改正 2009. 2. 6, 2017. 4. 18]

(安全管理者等の指導・助言)

第 16 条の 2 第 15 条による安全管理者又は前条による保健管理者が、第 13 条第 1 項各号の事項のうち安全又は保健に関する技術的な事項に関して、事業主又は管理責任者に建議し、又は管理監督者に指導・助言する場合は、事業主・管理責任者及び管理監督者は、これに関して相応する適切な措置をしなければならない。 [条文改正 2009. 2. 6]

(安全保健管理担当者)

第 16 条の 3

- (1) 事業主（第 15 条による安全管理者・第 16 条による保健管理者を置かなければならない事業主を除く。）は、事業場に安全保健管理担当者を置き、安全・保健に関して事業主を補佐して管理監督者に助言・指導する業務を遂行させるようにしなければならない。
- (2) 安全保健管理担当者を置かなければならない事業の種類・規模、安全保健管理担当者の数・資格・業務・権限・選任方法、その他の必要な事項は、大統領令で定める。
- (3) 安全保健管理担当者の増員・개임（解任？）及び業務委託等に関しては、第 15 条第 3 項・第 4 項・第 6 項、第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 を準用する。この場合において、「安全管理者」とあるのは「安全保健管理担当者」と、「安全管理」とあるのは「安全保健管理」と、「安全管理専門機関」とあるのは「安全管理専門機関又は保健管理専門機関」とみなす。 <改正 2017. 4. 18.>

[本条新設 2016. 1. 27]

[施行日：指定]第 16 条の 3

※施行日：常時勤労者 30 人以上 50 人未満：2018 年 9 月 1 日
常時勤労者 20 人以上 30 人未満：2019 年 9 月 1 日

(産業保健医)

第 17 条

- (1) 事業主は、勤労者の健康管理及びその他の保健管理者の業務を指導するために、事業場に産業保健医を置かなければならない。ただし、医師を保健管理者として置いた場合は、この限りでない。
- (2) 産業保健医を置かなければならない事業の種類・規模、産業保健医の資格・職務・権限・選任方法、その他の必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009. 2. 6]

(安全保健総括責任者)

第 18 条

- (1) 同一の場所で行われる事業であって次の各号のいずれか一つに該当する事業のうち大統領令で定める事業の事業主は、その事業の管理責任者を安全保健総括責任者に指定し、自身〔当該事業主〕が使用する勤労者及び受注者が使用する勤労者が同じ場所で作業をするときに生じる産業災害を予防するための業務を総括管理させなければならない。この場合において、管理責任者を置かなくてもよい事業にあつては、その事業場で事業を総括管理する者を安全保健総括責任者に指定しなければならない。

(改正 2011. 7. 25、2013. 6. 12、2017. 4. 18)

1. 事業の一部を分離して請け負わせる事業
 2. 事業が専門分野の工事で構成されて施行される場合において、各専門分野に関する工事の全部について請け負わせる事業
- (2) 前項により安全保健総括責任者を指定した場合は、「建設技術振興法」第 64 条第 1 項第 1 号による安全総括責任者を置いたものとみなす。 (改正 2013. 5. 22)
 - (3) 安全保健総括責任者の職務・権限、その他の必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009. 2. 6]

(安全保健調停者)

第 18 条の 2

- (1) 「建設産業基本法」第 2 条第 10 号の発注者として、次の各号の工事、次の各号の工事とその他の建設工事、又は次の各号のいずれか一つに該当する工事とその他の建設工事とを併せて発注する者は、その各工事が同じ場所で行われる場合に、それにともなう作業の混在によって発生し得る産業災害を予防するために、建設工事現場に安全保健調停者を置かなければならない。
 1. 「電気工事業法」第 11 条により分離発注しなければならない電気工事
 2. 「情報通信工事業法」第 25 条により分離して請け負わせなければならない情報通信工事
- (2) 安全保健調停者を置かなければならない建設工事の規模及び安全保健調停者の資格・業務、選任方法、その他の必要な事項は、大統領令で定める。

[本条新設 2017. 4. 18]

(産業安全保健委員会)

第 19 条

- (1) 事業主は、産業安全・保健に関する重要事項を審議・議決するために、勤労者及び使用者が同数で構成される産業安全保健委員会を設置・運営しなければならない。
- (2) 事業主は、次の各号の事項に関しては、産業安全保健委員会の審議・議決を経なければならない。
 1. 第 13 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号に関する事項
 2. 第 13 条第 1 項第 6 号の規定中重大災害に関する事項
 3. 有害又は危険な機械・機構及びその他の設備を導入した場合において、安全・保健措置に関する事項
- (3) 産業安全保健委員会の会議は、大統領令で定めるところにより開催し、その結果を会議録に作成して保存しなければならない。
- (4) 産業安全保健委員会は、当該事業場の勤労者の安全及び保健を維持・増進させるために必要な事項を定めることができる。
- (5) 事業主及び勤労者は、第 2 項及び前項により産業安全保健委員会が審議・議決又は定めた事項を誠実に履行しなければならない。
- (6) 第 2 項及び第 4 項による産業安全保健委員会の審議・議決又は決定は、この法律及びこの法律による命令、団体協約、就業規則並びに第 20 条による安全保健管理規定に反してはならない。
- (7) 事業主は、産業安全保健委員会の委員として正当な活動をしたことを理由として、その委員に不利益を与えてはならない。
- (8) 産業安全保健委員会を設置しなければならない事業の種類及び規模、産業安全保健委員会の構成及び運営、議決されない場合の処理方法等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009. 2. 6]

第 3 章 安全保健管理規程 (改正 2009. 2. 6)

(安全保健管理規程の作成等)

第 20 条

- (1) 事業主は、事業場の安全・保健を維持するために、次の各号の事項を含む安全保健管理規程を作成して各事業場に掲示し、又は備え付けて、これを勤労者に周知しなければならない。
 1. 安全・保健管理組織及びその職務に関する事項
 2. 安全・保健教育に関する事項

3. 作業場の安全管理に関する事項
 4. 作業場の保健管理に関する事項
 5. 事故の調査及び対策の樹立に関する事項
 6. その他の安全・保健に関する事項
- (2) 前項の安全保健管理規程は、当該事業場に適用される団体協約及び就業規則に反することはできない。この場合において、安全保健管理規程のうち団体協約又は就業規則に反する部分に関しては、その団体協約又は就業規則で定めた基準による。
- (3) 安全保健管理規程を作成しなければならない事業の種類・規模及び安全保健管理規程に含まれなければならない細部の内容等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 2. 6]

(安全保健管理規程の作成・変更手続き)

第 21 条 事業主は、前条により安全保健管理規程を作成し、又は変更するときは、第 19 条による産業安全保健委員会の審議・議決を経なければならない。ただし、産業安全保健委員会が設置されていない事業場の場合は、勤労者代表の同意を受けなければならない。

[条文改正 2009. 2. 6]

(安全保健管理規程の遵守等)

第 22 条

- (1) 事業主及び勤労者は、安全保健管理規定を守らなければならない。
- (2) 安全保健管理規程に関しては、この法律で規定したものを除き、その性質に反しない範囲で「勤労基準法」の就業規則に関する規定を準用する。

[条文改正 2009. 2. 6]

第 4 章 有害・危険予防措置 (改正 2009. 2. 6)

(安全措置)

第 23 条

- (1) 事業主は、事業を行うときは、次の各号の危険を予防するために必要な措置を講じなければならない。
 1. 機械・機構、その他の設備による危険
 2. 爆発性、発火性及び引火性物質等による危険
 3. 電気、熱、その他のエネルギーによる危険
- (2) 事業主は、掘削、採石、荷役、伐木、運送、操作、運搬、解体、重量物取り扱い、その他の

作業を行うとき、不良な作業方法等によって発生する危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- (3) 事業主は、作業中に勤労者が墜落する危険がある場所、土砂・構築物等が崩壊するおそれがある場所、物体が落ち、又は飛来する危険がある場所、その他の作業時に天災地変による危険が発生するおそれがある場所には、その危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 前3項の規定により事業主が講じなければならない安全上の措置事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)
[条文改正 2009. 2. 6]

(保健措置)

第 24 条

- (1) 事業主は、事業を行うときは、次の各号の健康障害を予防するために必要な措置を講じなければならない。

1. 原材料・ガス・蒸気・粉じん・ヒューム (fume) ・ミスト (mist) ・酸素欠乏・病原体等による健康障害
2. 放射線・有害光線・高温・低温・超音波・騒音・振動・異常気圧等による健康障害
3. 事業場で排出される気体・液体又はカス等による健康障害
4. 計測監視、コンピュータ端末操作、精密工作等の作業による健康障害
5. 単純反復作業又は人体に過度な負担を与える作業による健康障害
6. 喚起・採光・照明・保温・防湿・清潔等の適正基準を維持せずに発生する健康障害

- (2) 前項により事業主が講じなければならない保健上の措置事項は雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 2. 6]

(勤労者の遵守事項)

- 第 25 条 勤労者は、前 2 条及び第 38 条の 3 により事業主が講じる措置であって雇用労働部令で定める措置事項を守らなければならない。

(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)

[条文改正 2009. 2. 6]

(作業中止等)

第 26 条

- (1) 事業主は、産業災害が発生する急で差し迫った〔急迫した〕危険があるとき又は重大災害が発生したときは、直ちに作業を中止させ、勤労者を作業場所から待避させる等必要な安全・保健上の措置をした後、作業を再び始めなければならない。

- (2) 勤労者は、産業災害が発生する急で差し迫った危険によって作業を中止して待避したときは、直ちにその事実を直上上級者に報告し、直上上級者は、これに対する適切な措置を講じなければならない。
- (3) 事業主は、産業災害が発生する急で差し迫った危険があると信じるほどの合理的な根拠があるときは、前項により作業を中止して待避した勤労者に対して、これを理由として解雇又はその他の不利益な処遇をしてはならない。
- (4) 雇用労働部長官は、重大災害が発生したときは、その原因究明又は予防対策樹立のために、重大災害発生の原因を調査して、勤労監督官及び関係専門家に、雇用労働部令で定めるところにより、安全・保健診断等その他の必要な措置をさせることができる。(改正 2010. 6. 4)
- (5) 何人も、重大災害発生現場を損傷させて、前項の原因調査を妨害してはならない。

[条文改正 2009. 2. 6]

(顧客の暴言等による健康障害予防措置)

第 26 条の 2

- (1) 事業主は、主に顧客と直接対面し、又は「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」による情報通信網を通じて相手して、商品を販売し、又はサービスを提供する業務に従事する勤労者（以下「顧客対応勤労者」という。）について、顧客の暴言、暴行、その他の適正な範囲を越えた身体的・精神的苦痛を誘発する行為（以下「暴言等」という。）による健康障害を予防するために、雇用労働部令で定めるところにより必要な措置を講じなければならない。
- (2) 事業主は、顧客の暴言等に起因して顧客対応勤労者に健康障害が発生し、又は発生する顕著な恐れがある場合は、業務の一時的中断又は転換等大統領令で定める必要な措置を講じなければならない。
- (3) 顧客対応勤労者は、事業主に前項による措置を要求でき、事業主は、顧客対応勤労者の要求を理由として解雇その他の不利益な処遇をしてはならない。

[本条新設 2018. 4. 17.]

※[第 2 項関係]大統領令（施行令）

(顧客の暴言等による健康障害発生等に対する措置)

第 25 条の 7 法第 26 条の 2 第 2 項の「業務の一時的中断又は転換等大統領令で定める必要な措置」とは、次の各号の措置の中で必要な措置をいう。

1. 業務の一時的中断又は転換
2. 「勤労基準法」第 54 条第 1 項による休憩時間の延長
3. 法第 26 条の 2 第 1 項による暴言等による健康障害関連治療及び相談支援
4. 管轄捜査機関又は裁判所に証拠物・証拠書類を提出する等法第 26 条の 2 第 1 項による顧客対応勤労者等が同項による暴言等に起因して告訴、告発又は損害賠償請求等をするために必要な支援

[本条新設 2018. 10. 16.]

(技術上の指針及び作業環境の標準)

第 27 条

- (1) 雇用労働部長官は、次の各号の措置に関する技術上の指針又は事業環境の標準を定め、事業主に指導・勧告することができる。 (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12)
1. 第 23 条、第 24 条及び第 26 条により事業主が講じなければならない措置
 2. 第 5 条第 2 項各号のいずれか一つに該当する者が、第 5 条第 2 項により産業災害を防止するために講じなければならない措置
- (2) 雇用労働部長官は、前項による指針及び標準を定めるときに必要であると認めるときは、当該分野別において基準制定委員会を構成・運営することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 基準制定委員会の構成・運営及びその他の必要な事項は、雇用労働部長官が定める。 (改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 2. 6]

(有害作業請負禁止)

第 28 条

- (1) 安全・保健上有害又は危険な作業のうち大統領令で定める作業は、雇用労働部長官の認可を受けなければ、その作業のみを分離して請負(下請けを含む。)に発注することはできない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 前項により有害又は危険な作業を請負に発注するときに守らなければならない安全・保健措置の基準は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用労働部長官は、第 1 項による認可をする場合は、第 49 条に準ずる安全・保健評価をしなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (4) 雇用労働部長官は、第 1 項により認可を受けた者が第 2 項による基準を満たさなくなった場合は、認可を取り消さなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 2. 6]

(請負事業時の安全・保健措置)

第 29 条

- (1) 同一の場所で行われる事業であって次の各号のいずれか一つに該当する事業のうち大統領令で定める事業の事業主は、その使用する勤労者及びその受注者が使用する勤労者が同一の場所で作業をするときに生じる産業災害を予防するための措置を講じなければならない。 (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)

1. 事業の一部を分離して請け負わせる事業

2. 事業が専門分野の工事で構成されて施行される場合において、各専門分野に関する工事の全部について請け負わせる事業

(2) 前項各号以外の部分による産業災害を予防するための措置は、次の各号の措置とする。

(新設 2011. 7. 25)

1. 安全・保健に関する協議体の構成及び運営
2. 作業場の巡回点検等安全・保健管理
3. 受注者が勤労者に対して行う安全・保健教育に関する指導及び支援
4. 第 42 条第 1 項による作業環境測定
5. 次の各モクのいずれか一つの場合に備えた警報の運営及び受注者及び受注者の勤労者に対する警報の運営事項の通知
 - カ. 作業場所において発破作業をする場合
 - ナ. 作業場所において火災が発生し、又は土石崩壊事故が発生する場合

(3) 第 1 項による事業主は、その受注者が使用する勤労者が土砂等の崩壊、火災、爆発、墜落又は落下の危険のある場所等雇用労働部令で定める産業災害発生の危険がある場所において作業をするときは、安全・保健施設の設置等雇用労働部令で定める産業災害予防のための措置を講じなければならない。(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12)

(4) 第 1 項による事業主は、雇用労働部令で定めるところにより、その使用する勤労者、その受注者及びその受注者が使用する勤労者とともに、定期的に又は常時作業場に関する安全・保健点検を行わなければならない。(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)

(5) 次の各号のいずれか一つに該当する作業を請け負わせる者は、当該作業を遂行する受注者の勤労者の産業災害を予防するために、雇用労働部令で定めるところにより、安全・保健に関する情報を提供する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、請け負わせる者が当該情報をあらかじめ提供しない場合には、その受注者は、情報提供を直接要請することができる。(改正 2017. 4. 18)

1. 化学物質又は化学物質を含有した製剤を製造・使用・運搬又は保存する設備として大統領令で定める設備を改造・分解・解体又は撤去する作業
2. 前号による設備の内部で行われる作業
3. 窒息又は崩壊の危険がある作業として大統領令で定める作業

(6) 第 1 項による事業主又は前項により請け負わせる者は、受注者又は受注者の勤労者が、当該作業と関連してこの法律又はこの法律による命令に違反した場合は、その違反行為を是正するように必要な措置を講じなければならない。(改正 2011. 7. 25、2013. 6. 12)

(7) 受注者及び受注者の勤労者は、正当な理由がない限り、前 6 項の規定による措置に従わなければならない。(改正 2011. 7. 25、2013. 6. 12)

(8) 事業を他人に請け負わせる者は、安全で衛生的な作業実行のために、次の各号の事項を遵守しなければならない。(改正 2011. 7. 25、2013. 6. 12)

1. 設計図等により算定された工事期間を短縮しないこと
 2. 工事費を減らすために危険性がある工法を用い、又は正当な理由なく工法を変更しないこと
- (9) 事業を他人に請け負わせる者は、勤労者の健康を保護するために受注者が雇用労働部令で定める衛生施設に関する基準を遵守することができるように、受注者に衛生施設を設置できる場所を提供し、又は自身の衛生施設を受注者の勤労者が利用することができるようにする等適切な協力をしなければならない。 (新設 2011. 7. 25、2013. 6. 12)
- (10) 第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定による協議体の構成・運営、作業場の安全・保健管理、安全・保健教育に対する指導及び支援に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12)
- [条文改正 2009. 2. 6]

(安全・保健に関する協議体の構成・運営に関する特例)

第 29 条の 2

- (1) 前条第 1 項による事業として大統領令で定める種類及び規模に該当する事業の事業主は、勤労者及び使用者が同数で構成される安全・保健に関する労使協議体（以下「労使協議体」という。）を、大統領令で定めるところにより、構成・運営することができる。
 - (2) 事業主が前項により労使協議体を構成・運営する場合は、第 19 条第 1 項による産業安全保健委員会及び第 29 条第 2 項第 1 号による安全・保健に関する協議体をそれぞれ設置・運営するものとみなす。 (改正 2011. 7. 25)
 - (3) 第 1 項により労使協議体を構成・運営する事業主は、第 19 条第 2 項各号の事項に関して労使協議体の審議・議決を経なければならない。この場合において、労使協議体で議決されない事項の処理方法は、大統領令で定める。
 - (4) 労使協議体の会議は、大統領令で定めるところにより開催し、その結果を会議録に作成して保存しなければならない。
 - (5) 労使協議体は、その事業場勤労者の安全及び保健を維持・増進させるために必要な事項を定めることができる。
 - (6) 労使協議体は、産業災害予防及び産業災害が発生した場合の待避方法等雇用労働部令で定める事項に関して協議しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
 - (7) 第 1 項により労使協議体を構成・運営する事業主及び勤労者は、第 3 項及び第 5 項により労使協議体が審議・議決し、又は定めた事項を誠実に履行しなければならない。
 - (8) 労使協議体に関しては、第 19 条第 6 項及び第 7 項を準用する。
- [条文改正 2009. 2. 6]

(設計変更の要請)

第 29 条の 3

- (1) 建設工事の受注者（当該工事を最初に請負として受けた者をいう。以下この条において同じ。）は、建設工事のうちの架設構造物の崩壊等災害発生の危険が高いと判断される場合は、専門家の意見を聴いて、建設工事を発注した発注者（設計を含んで請け負わせる場合を除く。以下この条において同じ。）に対して設計変更を要請することができる。この場合において、災害発生の危険が高いと判断される場合、及び受注者が意見を聴かなければならない専門家に関して具体的な事項は、大統領令で定める。
- (2) 第 48 条第 4 項により雇用労働部長官から工事中止又は計画変更命令を受けた受注者は、設計変更が必要な場合は、建設工事を発注した発注者に対して設計変更を要請することができる。
- (3) 前 2 項により設計変更要請を受けた発注者は、雇用労働部令で定める特別な理由がない限り、これを反映して設計を変更しなければならない。
- (4) 第 1 項及び第 2 項による設計変更要請内容、手続き、その他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。この場合は、あらかじめ国土交通部長官と協議しなければならない。

(本条新設 2013. 6. 12)

[条文改正 2009. 2. 6]

(工事期間延長要請等)

第 29 条の 4

- (1) 建設工事を他人に請け負わせる者は、次の各号のいずれか一つに該当する理由により工事が遅れ、その受注者が産業災害予防のために工事期間の延長を要請する場合には、特別な理由がなければ工事期間の延長措置を講じなければならない。
1. 台風・洪水等の悪天候、戦争又は事変、地震、火災、伝染病、暴動、その他の契約当事者の統制範囲を超越する事態の発生等不可抗力の理由による場合
 2. 請け負わせる者の責任により着工が遅れ。又は施工が中断された場合
- (2) 前項による工事期間延長要請の要件、手続き及びその他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。

[本条新設 2016. 1. 27]

(産業安全保健管理費の計上等)

第 30 条

- (1) 建設業、船舶建造・修理業、その他の大統領令で定める事業を他人に請け負わせる者及びこれを自ら事業とする者は、請負契約を締結し、又は自ら事業計画を樹立する場合は、雇用労働部長官が決めて告示するところにより、産業災害予防のための産業安全保健管理費を請負金額又は事業費に計上しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、第 1 項による産業安全保健管理費の効率的な執行のために、次の各号の

事項に関する基準を定めることができる。 (改正 2010. 6. 4)

1. 工事の進展程度による使用基準
2. 事業の規模別・種類別使用方法及び具体的な内容
3. その他の産業安全保健管理費の使用に必要な事項

(3) 第1項による受注者又は自ら事業を行う者は、その産業安全保健管理費を他の目的に使用してはならない。この場合において、前項による基準が定められている産業安全保健管理費は、その基準により使用し、雇用労働部令で定めるところにより、その使用明細書を作成して保存しなければならない。 (改正 2010. 6. 4)

(4) 削除 (2013. 6. 12)

(5) 削除 (2013. 6. 12)

(6) 削除 (2013. 6. 12)

[条文改正 2009. 2. 6]

(災害予防専門指導機関)

第30条の2

- (1) 第30条第1項による請負を受けた需給である又は、自体事業をする者中雇用労働部令で定める者が産業安全保健管理費を使おうとする場合はあらかじめその使用方法、災害予防措置等に関して雇用労働部長官が指定する専門機関（以下「災害予防専門指導機関」という）の指導を受けなければならない。
- (2) 災害予防専門指導機関の指定要件、指定手続き、指導業務の内容、その他に必要な事項は大統領令で定める。
- (3) 災害予防専門指導機関に関しては第15条の2及び第15条の3を準用する。この場合“安全管理専門機関”は“災害予防専門指導機関”で見るとする。
- (4) 雇用労働部長官は、災害予防専門指導機関に対し評価してその結果を公開することができる。この場合評価の基準、方法及び結果の公開に必要な事項は雇用労働部令で定める。

(本条新設 2013. 6. 12)

[条文改正 2009. 2. 6]

(安全・保健教育)

第31条

- (1) 事業主は、当該事業場の勤労者に対して、雇用労働部令で定めるところにより、定期的に安全・保健に関する教育を行わなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 事業主は、勤労者を採用（建設日用勤労者〔建設日雇勤労者〕を採用する場合を除く。）するとき及び作業内容を変更するときは、その勤労者に対して、雇用労働部令で定めるところにより、当該業務と関係する安全・保健に関する教育を行わなければならない。

(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)

(3) 事業主は、有害又は危険な作業に勤労者を使用するときは、雇用労働部令で定めるところにより、その業務と関係する安全・保健に関する特別教育を行わなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

(4) 前3項の規定にもかかわらず、当該業務に経験がある勤労者に対して教育を実施する等雇用労働部令で定める場合は、安全・保健に関する教育の全部又は一部を免除することができる。

(新設 2013. 6. 12)

(5) 事業主は、第1項から第3項までの規定による安全・保健に関する教育を、それに必要な人材・施設・装備等の要件を満たして雇用労働部長官に登録した安全保健教育委託期間（以下「安全保健教育委託機関」という。）に委託することができる。

(改正 2013. 6. 12、2016. 1. 27)

(6) 前項による安全保健教育委託機関の登録要件及び手続き等の必要な事項は、大統領令で定める。（新設 2016. 1. 27）

[条文改正:2009. 2. 6]

(建設業基礎安全・保健教育)

第31条の2

(1) 建設業の事業主は、建設日用勤労者を採用するときは、その勤労者に対して、大統領令で定める人材・施設・装備等の要件を備えて雇用労働部長官に登録した機関が実施する基礎安全・保健教育（以下この条において「建設業基礎教育」という。）を履修させなければならない。ただし、建設日用勤労者がその事業主に採用される前に建設業基礎教育を履修している場合は、この限りでない。

(2) 前項による登録の手続きに必要な事項は、大統領令で定める。

(3) 建設業基礎教育の時間・内容及び方法に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。

[本条新設 2011. 7. 25]

(管理責任者等に対する教育)

第32条

(1) 事業主（第2号にあっては当該機関の事業主をいう。）は、次の各号に掲げる者について、雇用労働部長官が実施する安全・保健に関する職務教育（以下「職務教育」という。）を履修させなければならない。（改正 2010. 6. 4、2016. 1. 27）

1. 管理責任者、第15条による安全管理者及び第16条による保健管理者及び第16条の3による安全保健管理担当者

2. 安全管理専門機関・保健管理専門機関・災害予防専門指導機関・石綿調査機関の従事者

(2) 前項にかかわらず、他の法令により教育を受けたこと等雇用労働部令で定める場合は、職務

教育の全部又は一部を免除することができる。 (改正 2010. 6. 4)

(3) 第 1 項による職務教育の委託を受けよう思う機関は、大統領令で定める資格・人材・施設・装備等の要件を備えて、雇用労働部長官に登録しなければならない。 (新設 2011. 7. 25)

(4) 職務教育の時間・内容及び方法に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。
(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)

(5) 第 3 項による登録の手続きに必要な事項は、大統領令で定める。 (新設 2011. 7. 25)

[条文改正 2009. 2. 6]

(登録機関の評価)

第 32 条の 2

(1) 雇用労働部長官は、第 31 条第 5 項、第 31 条の 2 第 1 項又は第 32 条第 3 項により登録した機関について評価し、その結果を公開することができる。 (改正 2016. 1. 27)

(2) 前項による評価の基準・方法及び結果の公開に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。

[本条新設 2011. 7. 25]

(準用)

第 32 条の 3 第 31 条第 5 項、第 31 条の 2 第 1 項又は第 32 条第 3 項により雇用労働部長官に登録した機関に関しては、第 15 条の 2 を準用する。この場合において、「安全管理専門機関」は「第 31 条第 5 項、第 31 条の 2 第 1 項又は第 32 条第 3 項により雇用労働部長官に登録した機関」と、「指定」は「登録」とみなす〔読み替える〕。 (改正 2013. 6. 12、2016. 1. 27)

[本条新設 2011. 7. 25]

(有害又は危険な機械・機構等の防護措置等)

第 33 条

(1) 何人も、有害又は危険な作業を必要とし、又は動力で作動する機械・機構であって大統領令で定めるものは、雇用労働部令で定める有害・危険防止のための防護措置を講じることなく、販売、貸与、設置若しくは使用に提供し、又は販売・貸与の目的で陳列してはならない。

(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)

(2) 何人も、動力で作動する機械・機構であって作動の部分の突起の部分、動力伝達の部分、速度調節の部分又は回転機械の噛み合わせ部を有するものは、雇用労働部令で定める防護措置を講じることなく、販売、貸与、設置若しくは使用に提供し、又は販売・貸与の目的で陳列してはならない。 (新設 2013. 6. 12)

(3) 機械・機構・設備及び建築物等であって大統領令で定めるのを他人に貸与し、又は貸与を受ける者は、雇用労働部令で定める有害・危険防止のために必要な措置を講じなければならない。 (改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)

[条文改正 2009. 2. 6]

※第2項の「噛み合わせ部を有するもの」(물림접을가진것)とは、例えばローラー・ギアである。

(安全認証)

第34条

(1) 雇用労働部長官は、有害又は危険な機械・機構・設備及び防護装置・保護具(以下「有害・危険な機械・機構・設備等」という。)の安全性を評価するために、その安全に関する性能並びに製造者の技術能力及び生産体系等に関する安全認証基準(以下「安全認証基準」という。)を定めて告示することができる。この場合において、安全認証基準は、有害・危険な機械・機構・設備等の種類別、規格及び形式別に定めることができる。

(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)

(2) 有害・危険な機械・機構・設備等であって勤労者の安全・保健のために必要であると認められて大統領令で定めるもの(以下「安全認証対象機械・機構等」という。)を製造(雇用労働部令で定める機械・機構等を設置・移転し、又は主な構造の部分を変更する場合を含む。以下この条及び第34条の2から第34条の4までの規定において同じ。)又は輸入する者は、安全認証対象機械・機構等が安全認証基準に適合するかどうかに関して、雇用労働部長官が実施する安全認証を受けなければならない。

(改正 2013. 6. 12)

(3) 次の各号のいずれか一つに該当するときは、雇用労働部令で定めるところにより、前項による安全認証の全部又は一部を免除することができる。

(改正 2010. 6. 4)

1. 研究・開発を目的に製造・輸入し、又は輸出を目的に製造する場合
2. 雇用労働部長官が定めて告示する外国の安全認証機関で認証を受けた場合
3. 他の法令により安全性に関する検査や認証を受けた場合

(4) 安全認証対象機械・機構等でない有害・危険な機械・機構・設備等の安全に関する性能等を評価されることを希望するときは、その製造者又は輸入者は、雇用労働部長官に安全認証を申し込むことができる。この場合において、雇用労働部長官が定めて告示した安全認証基準により安全認証ができる。

(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)

(5) 雇用労働部長官は、第2項及び前項による安全認証(以下「安全認証」という。)を受けた者が安全認証基準を遵守していることを、3年以下の範囲内において雇用労働部令で定める周期ごとに確認しなければならない。ただし、第3項により安全認証の一部の免除を受けた場合は、雇用労働部令で定めるところにより、確認の全部又は一部を省略することができる。

(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12)

(6) 第2項により安全認証を受けた者は、安全認証を受けた製品に関して、雇用労働部令で定めるところにより、製品名・モデル・製造数量・販売数量及び販売所現況等の事項を記録・保存しなければならない。

(新設 2011. 7. 25)

- (7) 雇用労働部長官は、勤労者の安全・保健のために必要であると認める場合は、安全認証対象機械・機構等を製造・輸入又は販売する者に対して、雇用労働部令で定めるところにより、当該安全認証対象機械・機構等の製造・輸入・販売に関する資料を公団に提出させることができる。
(新設 2011. 7. 25、2013. 6. 12)
- (8) 安全認証の申請・方法及び手続き、第 5 項による確認の方法及び手続きに関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。
(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)
- [条文改正 2009. 2. 6]

(安全認証の表示等)

第 34 条の 2

- (1) 安全認証を受けた者は、安全認証を受けた有害・危険な機械・機構・設備等及びこれを入れた容器若しくは包装に、雇用労働部令で定めるところにより、安全認証の表示（以下「安全認証表示」という。）をしなければならない。
(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)
- (2) 安全認証を受けた有害・危険な機械・機構・設備等でないものは、安全認証表示若しくはこれと類似の表示をし、又は安全認証に関する広告をすることができない。
(改正 2013. 6. 12)
- (3) 安全認証を受けた有害・危険な機械・機構・設備等を製造・輸入・販売・貸与する者は、安全認証表示を任意に変更し、又は除去してはならない。
(改正 2013. 6. 12)
- (4) 雇用労働部長官は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、安全認証表示及びこれと類似の表示を除去することを命じなければならない。
(改正 2010. 6. 4)
1. 第 2 項に違反して安全認証表示又はこれと類似の表示をした場合
 2. 次条第 1 項により安全認証が取り消しになり、又は安全認証表示の使用禁止命令を受けた場合

[条文改正 2009. 2. 6]

(安全認証の取り消し等)

第 34 条の 3

- (1) 雇用労働部長官は、安全認証を受けた者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、安全認証を取り消し、又は 6 カ月以内の期間を定めて安全認証表示の使用を禁止し、若しくは安全認証基準に適合するように改善するように命じることができる。ただし、第 1 号の場合は、安全認証を取り消さなければならない。
(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)
1. 偽り又はその他の不正な方法で安全認証を受けた場合
 2. 安全認証を受けた有害・危険な機械・機構・設備等の安全に関する性能等が安全認証基準を満たさなくなった場合
 3. 正当な理由なく第 34 条第 5 項による確認を拒否、忌避又は妨害した場合
- (2) 雇用労働部長官は、前項により安全認証を取り消した場合は、雇用労働部令で定めるところ

により、その事実を公告しなければならない。(改正 2010. 6. 4)

- (3) 第 1 項により安全認証が取り消しになった者は、安全認証が取り消しになった日から 1 年以内は、同じ規格及び形式の有害・危険な機械・機構・設備等に関して安全認証を申し込むことはできない。(改正 2013. 6. 12)

[条文改正 2009. 2. 6]

(安全認証対象機械・機構等の製造・輸入・使用等の禁止等)

第 34 条の 4

- (1) 次の各号のいずれか一つに該当する安全認証対象機械・機構等は、製造・輸入・販売・貸与・使用し、又は販売・貸与の目的で陳列することができない。

(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12)

1. 安全認証を受けていない場合(第 34 条第 3 項により安全認証が全部免除される場合を除く。)
2. 第 34 条第 1 項により雇用労働部長官が定めて告示する安全認証基準を満たさなくなった場合
3. 前条第 1 項により安全認証が取り消しになり、又は安全認証表示の使用禁止命令を受けた場合

- (2) 雇用労働部長官は、前項に違反して安全認証対象機械・機構等を製造・輸入・販売・貸与した者に対して、雇用労働部令で定めるところにより、その安全認証対象機械・機構等を回収し、又は破棄することを命じることができる。(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)

[題名改正 2013. 6. 12]

[条文改正 2009. 2. 6]

(安全認証機関の指定)

第 34 条の 5

- (1) 雇用労働部長官は、安全認証業務及び第 34 条第 5 項による確認業務を委託されて遂行する機関(以下「安全認証機関」という。)を指定することができる。
- (2) 雇用労働部長官は、安全認証業務の効率的な実行のために、安全認証機関の業務遂行実態を調査・評価し、又は業務処理を指導・監督することができる。
- (3) 安全認証機関の人材・施設・装備等の指定要件及び指定手続きに関して必要な事項は、大統領令で定める。
- (4) 安全認証機関に関しては、第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 を準用する。この場合において「安全管理専門機関」は「安全認証機関」とみなす。(改正 2013. 6. 12、2017. 4. 18)

[本条新設 2011. 7. 25]

[条文改正 2009. 2. 6]

第 34 条の 6 削除 (2007. 7. 27)

(自律安全確認の申告)

第 35 条

(1) 安全認証対象機械・機構等でない有害・危険な機械・機構・設備等であつて大統領令で定めるもの（以下「自律安全確認対象機械・機構等」という。）を製造し、又は輸入する者は、自律安全確認対象機械・機構等の安全に関する性能が、雇用労働部長官が定めて告示する安全基準（以下「自律安全基準」という。）に適合することの確認（以下「自律安全確認」という。）を行い、雇用労働部長官に申告（申告した事項を変更する場合を含む、）を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、申告を免除することができる。（改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12）

1. 研究・開発を目的に製造・輸入し、又は輸出を目的に製造する場合

2. 第 34 条第 4 項による安全認証を受けた場合（第 34 条の 3 第 1 項により安全認証が取り消しになり、又は安全認証表示の使用禁止命令を受けた場合を除く。）

3. 雇用労働部令で定める他の法令による安全性に関する検査又は認証を受けた場合

(2) 前項により申告をした者は、自律安全確認対象機械・機構等が自律安全基準に適合することを証明する書類を保存しなければならない。

(3) 前項による申告の方法等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 2. 6]

(自律安全確認の表示等)

第 35 条の 2

(1) 前条第 1 項により申告をした者は、自律安全確認対象機械・機構等及びこれを入れた容器又は包装に、雇用労働部令で定めるところにより、自律安全確認の表示（以下「自律安全確認表示」という。）をしなければならない。（改正 2010. 6. 4）

(2) 前条第 1 項により申告された自律安全確認対象機械・機構等でないものは、自律安全確認表示若しくはこれと類似の表示をし、又は自律安全確認に関する広告をすることができない。

(3) 前条第 1 項により申告された自律安全確認対象機械・機構等を製造・輸入・販売・貸与する者は、自律安全確認表示を任意に変更し、又は除去してはならない。

(4) 雇用労働部長官は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、自律安全確認表示及びこれと類似の表示を除去することを命じなければならない。（改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25）

1. 第 2 項に違反して自律安全確認表示又はこれと類似の表示をした場合

2. 偽り又はその他の不正な方法により第 35 条第 1 項による申告をした場合

3. 次条第 1 項により自律安全確認表示の使用禁止命令を受けた場合

[条文改正 2009. 2. 6]

(自律安全確認表示の使用禁止等)

第 35 条の 3

- (1) 雇用労働部長官は、第 35 条第 1 項により申告された自律安全確認対象機械・機構等の安全に関する性能が自律安全基準を満たさなくなった場合は、同項により申告した者に対して、6 カ月以内の期間を定めて自律安全確認表示の使用を禁止し、又は自律安全基準に適合するように改善するように命じることができる。 (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)
- (2) 雇用労働部長官は、前項により自律安全確認表示の使用を禁止したときは、その事実を公告しなければならない。 (新設 2011. 7. 25)
- (3) 前項による公告の内容、方法及び手続き、その他の公告に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (新設 2011. 7. 25)

[条文改正 2009. 2. 6]

(自律安全確認対象機械・機構等の製造・輸入・使用等の禁止等)

第 35 条の 4

- (1) 次の各号のいずれか一つに該当する自律安全確認対象機械・機構等は、製造・輸入・販売・貸与・使用し、又は販売・貸与の目的で陳列することができない。 (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)
1. 第 35 条第 1 項による申告をしなかった場合 (第 35 条第 1 項ただし書きにより申告が免除される場合を除く。)
 2. 偽り又はその他の不正な方法により第 35 条第 1 項による申告をした場合
 3. 第 35 条第 1 項により雇用労働部長官が定めて告示する自律安全基準に適合しない場合
 4. 前条第 1 項により自律安全確認表示の使用禁止命令を受けた場合
- (2) 雇用労働部長官は、前項に違反して自律安全確認対象機械・機構等を製造・輸入・販売・貸与する者に対して、雇用労働部令で定めるところにより、その自律安全確認対象機械・機構等を回収し、又は破棄することを命じることができる。 (改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 2. 6]

(安全検査)

第 36 条

- (1) 有害又は危険な機械・機構・設備であって大統領令で定めるもの (以下「有害・危険機械等」という。) を使用する事業主 (勤労者を使用せずに事業を行う者を含む。以下この条において同じ。) は、有害・危険機械等の安全に関する性能が、雇用労働部長官が定めて告示する検査基準に適合するかどうかに関して雇用労働部長官が実施する検査 (以下「安全検査」と

いう。)を受けなければならない。この場合において、有害・危険機械等を使用する事業主と所有者が異なる場合は、有害・危険機械等の所有者が安全検査を受けなければならない。

(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)

(2) 前項にもかかわらず、有害・危険機械等が雇用労働部令で定める他の法令により安全性に関する検査又は認証を受けている場合は、安全検査を免除することができる。

(新設 2011. 7. 25)

(3) 安全検査に合格した有害・危険機械等を使用する事業主は、その有害・危険機械等が安全検査に合格したことを示す表示をしなければならない。

(改正 2011. 7. 25)

(4) 次の各号のいずれか一つに該当する有害・危険機械等は、使用してはならない。

(改正 2011. 7. 25)

1. 安全検査を受けていない有害・危険機械等(第2項により安全検査が免除される場合を除く。)

2. 安全検査に不合格となった有害・危険機械等

(5) 雇用労働部長官は、安全検査業務を委託されて遂行する機関(以下「安全検査機関」という。)を指定することができる。

(新設 2011. 7. 25)

(6) 安全検査機関は、第4項各号に該当する有害・危険機械等を発見したときは、これを管轄地方雇用労働官署の長に直ちに報告しなければならない。

(新設 2011. 7. 25)

(7) 雇用労働部長官は、安全検査業務の効率的な実行のために、安全検査機関の業務遂行実態を調査・評価し、又は業務処理を指導・監督することができる。

(新設 2011. 7. 25)

(8) 安全検査機関の人材・施設・装備等の指定要件及び指定手続きに必要な事項は、大統領令で定める。

(新設 2011. 7. 25)

(9) 安全検査の申請、検査周期及び検査合格表示方法に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。この場合において、検査周期は有害・危険機械等の種類、使用年限及び危険性を考慮して定め。

(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)

(10) 安全検査機関に関しては、第15条の2及び第15条の3を準用する。この場合において、「安全管理専門機関」は「安全検査機関」とみなす。

(新設 2011. 7. 25、2013. 6. 12、2017. 4. 18)

[条文改正 2009. 2. 6]

(自律検査プログラムによる安全検査)

第36条の2

(1) 前条第1項にもかかわらず、安全検査を受けなければならない者が勤労者代表と協議(勤労者を使用しない場合を除く。)して、同項本文による検査基準、同条第9項による検査周期及び検査合格表示方法等を充足する検査プログラム(以下「自律検査プログラム」という。)を定めて雇用労働部長官に認められて、それにより有害・危険機械等の安全に関する性能検査をしたときは、安全検査を受けたものとみなす。この場合において、自律検査プログラ

- ムの有効期間は、2年とする。 (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)
- (2) 前条第1項により安全検査を受けなければならない者は、自律検査プログラムにより検査するには、次の各号のいずれか一つに該当する者の検査を受けてその結果を記録・保存しなければならない。 (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12)
1. 雇用労働部令で定める資格及び経験を持つ者
 2. 雇用労働部令で定めるところにより、検査員養成教育を履修して当該分野の実務経験がある者
- (3) 前条第1項により安全検査を受けなければならない者は、前項による検査を雇用労働部長官が指定する検査機関（以下「指定検査機関」という。）に委託することができる。 (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)
- (4) 雇用労働部長官は、自律検査プログラムを認められた者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、自律検査プログラムの認定を取り消し、又は認められた自律検査プログラムの内容により検査をするようにする等の改善を命じることができる。ただし、第1号の場合は、認定を取り消さなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
1. 偽り又はその他の不正な方法により自律検査プログラムを認められた場合
 2. 自律検査プログラムを認められたものの検査をしない場合
 3. 認められた自律検査プログラムの内容により検査をしない場合
 4. 第2項による資格を持っている者又は指定検査機関が検査をしなかった場合
- (5) 前項により自律検査プログラムの認定が取り消しになった有害・危険機械等は、使用してはならない。
- (6) 雇用労働部長官は、指定検査機関に関して評価し、その結果を公開することができる。この場合において、評価の基準・方法及び結果の公開に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (新設 2017. 4. 18)
- (7) 自律検査プログラムに含まなければならない内容、自律検査プログラムの認定要件、認定方法及び認定手続き、指定検査機関の指定要件及び指定手続きに関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4、2017. 4. 18)
- (8) 指定検査機関に関しては、第15条の2を準用する。この場合において、「安全管理専門機関」は「指定検査機関」とみなす。 (改正 2011. 7. 25、2013. 6. 12、2017. 4. 18)

[条文改正 2009. 2. 6]

(安全認証対象機械・機構等メーカー業等の支援)

第36条の3

- (1) 雇用労働部長官は、安全認証対象機械・機構等、自律安全確認対象機械・機構等又は産業災害が多く発生する機械・機構及び設備であって、その安全性の向上のための支援が必要であると認められるものを製造する者及び作業環境改善施設を設計・施工する者に対しては、製

- 造物の品質・安全性及び設計・施工能力等の向上のために、予算の範囲内で必要な支援ができる。
(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12)
- (2) 前項による支援を受けようとする者は、雇用労働部令で定める要件を備えて、雇用労働部長官に登録しなければならない。
(改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用労働部長官は、前項により登録した者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、その登録を取り消し、又は第1項による支援を制限することができる。ただし、第1号の場合は、登録を取り消さなければならない。
(改正 2011. 7. 25)
1. 偽り又はその他の不正な方法により登録した場合
 2. 前項による登録要件を満たさなくなった場合
 3. 第34条の3第1項第1号により安全認証が取り消しになった場合
- (4) 雇用労働部長官は、第1項により支援された者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、当該金額又は支援に相応する金額を還収しなければならない。この場合において、第1号の場合は、支給された金額に相当する金額以下の金額を追加して還収することができる。
(新設 2011. 7. 25)
1. 偽り又はその他の不正な方法により支援された場合
 2. 第3項第1号に該当して登録が取り消しになった場合
 3. 第1項による支援目的と異なる用途に支援金を使用した場合
- (5) 雇用労働部長官は、第3項により登録が取り消しになった者について、登録が取り消しになった日から2年以内の期間を定めて第2項による登録を制限することができる。
(新設 2011. 7. 25)
- (6) 前5項の規定による支援内容、登録、登録取り消し及び還収の手続き、登録制限要件、その他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。
(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)
- [条文改正 2009. 2. 6]
[題名改正 2013. 6. 12]

(有害・危険機械等の安全関連情報の総合管理)

第36条の4

- (1) 雇用労働部長官は、事業場の有害・危険機械等の保有現況及び安全検査履歴等安全に関する情報を総合管理し、総合管理した情報を安全検査機関等に提供することができる。
- (2) 雇用労働部長官は、前項による情報の総合管理のために、安全検査機関に対して、事業場の有害・危険機械等の保有現況及び安全検査履歴等の必要な資料を提出するように要請することができる。この場合において、要請を受けた安全検査機関は、特別な理由がない限り、要請に従わなければならない。
- (3) 雇用労働部長官は、第1項による情報の総合管理のために、有害・危険機械等の保有現況及び安全検査履歴等安全に関する総合情報網を構築・運営しなければならない。

[本条新設 2011. 7. 25]

(製造等の禁止)

第 37 条

- (1) 何人も、次の各号のいずれか一つに該当する物質であって大統領令で定める物質（以下この条において「製造等禁止物質」という。）を製造・輸入・販売・提供又は使用してはならない。
(改正 2013. 6. 12)
1. 職業性癌を誘発すると確認され、勤労者の健康に特に有害であると認められる物質
 2. 第 39 条により有害性・危険性が評価された有害因子又は第 40 条により有害性・危険性が調査された化学物質の中で勤労者に重大な健康障害を起こすおそれがある物質
- (2) 前項にもかかわらず、試験・研究のための場合であって雇用労働部令で定める基準に適合する場合は、雇用労働部長官の承認を受けて、製造等禁止物質を製造・輸入又は使用することができる。
(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)
- (3) 雇用労働部長官は、前項により承認を受けた者が同項による基準に適合しなくなった場合は、承認を取り消さなければならない。
(改正 2010. 6. 4)
- [条文改正 2009. 2. 6]

(製造等の許可)

第 38 条

- (1) 前条第 1 項各号のいずれか一つの基準に該当する物質であって大統領令で定める物質（以下「許可対象物質」という。）を製造し、又は使用しようとする者は、雇用労働部令で定めるところにより、あらかじめ雇用労働部長官の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、また同じ。
(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)
- (2) 許可対象物質の製造・使用設備、作業方法、その他の許可基準は、雇用労働部令で定める。
(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)
- (3) 第 1 項により許可を受けた者（以下「許可対象物質製造・使用者」という。）は、その製造・使用設備を前項の基準に適合するように維持しなければならない、その基準に適合した作業方法により許可対象物質を製造・使用しなければならない。
(改正 2013. 6. 12)
- (4) 雇用労働部長官は、許可対象物質製造・使用者の製造・使用設備又は作業方法が第 2 項の基準に適合しないと認められるときは、その基準に適合するように製造・使用設備を修理・改造又は移転するようにし、又はその基準に適合した作業方法によりその物質を製造・使用するように命じることができる。
(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)
- (5) 雇用労働部長官は、許可対象物質製造・使用者が次の各号のいずれか一つに該当するときは、その許可を取り消し、又は 6 カ月以内の期間を定めて営業を停止させることができる。ただし、第 1 号に該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)

1. 偽り又はその他の不正な方法により許可を受けた場合
 2. 第2項による許可基準を満たさなくなった場合
 3. 第3項に違反した場合
 4. 第4項による命令に違反した場合
 5. 自ら検査した結果、異常を発見しても、直ちに保守及び必要な措置を講じない場合
- (6) 第1項による許可の申請手続き及びその他の必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009. 2. 6]

(石綿調査)

第38条の2

- (1) 建築物又は設備を撤去し、又は解体しようとする場合に、当該建築物又は設備の所有主又は賃借人等（以下「建築物又は設備の所有主等」という。）は、次の各号の事項を、雇用労働部令で定めるところにより、調査（以下「一般石綿調査」という。）を行った後、その結果を記録・保存しなければならない。
 1. 当該建築物又は設備に石綿が含まれていたかどうか
 2. 当該建築物又は設備中に石綿が含まれた資材の種類、位置及び面積
- (2) 前項による建築物又は設備のうち大統領令で定める規模以上の建築物又は設備の所有主等は、雇用労働部長官が指定する機関（以下「石綿調査機関」という。）に、同項各号の事項並びに当該建築物又は設備に含まれていた石綿の種類及び含有量を調査（以下「機関石綿調査」という。）を行わせた後、その結果を記録・保存しなければならない。ただし、石綿含有の有無が明白な場合等大統領令で定める理由に該当して雇用労働部令で定める手続きにより確認を受けた場合は、機関石綿調査を省略することができる。
- (3) 「石綿安全管理法」等他の法律により建築物又は設備に関する石綿調査を実施した場合は、労働部令で定めるところにより、一般石綿調査又は機関石綿調査を実施したとみなす。
- (4) 雇用労働部長官は、建築物又は設備の所有主等が一般石綿調査又は機関石綿調査をせずに建築物又は設備を撤去し、又は解体しようとする場合は、次の各号の措置を命じることができる。
 1. 当該建築物又は設備の所有主等に対する一般石綿調査又は機関石綿調査の履行命令
 2. 当該建築物又は設備を撤去し、又は解体する者に対する前号による履行命令の結果の報告を受ける時までの作業中止命令
- (5) 雇用労働部長官は、機関石綿調査の正確性及び信頼性を確保するために、石綿調査機関の石綿調査能力を評価し、評価結果により石綿調査機関を指導・教育することができる。この場合において、評価及び指導・教育の方法、手続き等は雇用労働部長官が定めて告示する。
- (6) 雇用労働部長官は、石綿調査の水準を向上させるために必要な場合には、雇用労働部令で定

めるところにより、石綿調査機関を評価し、その結果（前項による評価の結果を含む。）を公表することができる。（新設 2017. 4. 18）

（7）石綿調査機関の指定要件及び手続きは、大統領令で定め、機関石綿調査方法及びその他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。（改正 2017. 4. 18）

（8）石綿調査機関に関しては、第 15 条の 2 を準用する。この場合において、「安全管理専門機関」は「石綿調査機関」とみなす。（改正 2013. 6. 12、2017. 4. 18）

[条文改正 2011. 7. 25]

[条文改正 2009. 2. 6]

（石綿解体・除去作業基準の遵守）

第 38 条の 3 石綿が含まれた建築物又は設備を撤去し、又は解体する者は、雇用労働部令で定める石綿解体・除去の作業基準を遵守しなければならない。（改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25）

[本条新設 2009. 2. 6]

（石綿解体・除去業者を通じた石綿の解体・除去）

第 38 条の 4

（1）機関石綿調査対象であって大統領令で定める含有量及び面積以上の石綿が含まれている場合は、建築物又は設備の所有主等は、雇用労働部長官に登録した者（以下「石綿解体・除去業者」という。）によりその石綿を解体・除去するようしなければならない。ただし、建築物又は設備の所有主等が、人材・装備等において石綿解体・除去業者と同等な能力を備えている場合等大統領令で定める理由に該当する場合は、自ら石綿を解体・除去することができる。（改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25）

（2）前項による石綿解体・除去は、当該建築物又は設備に関して機関石綿調査を実施した機関が行ってはならない。（改正 2011. 7. 25）

（3）石綿解体・除去業者（第 1 項ただし書きの場合は、建築物又は設備の所有主等をいう。以下第 38 条の 5 において同じ。）は第 1 項による石綿解体・除去作業をする前に、雇用労働部長官に申告し、同項による石綿解体・除去作業に関する書類を保存しなければならない。（改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25）

（4）雇用労働部長官は、石綿解体・除去業者の信頼性を維持するために、石綿解体・除去作業の安全性を評価した後、その結果を公表することができる。（改正 2010. 6. 4）

（5）第 1 項による登録要件及び手続きは、大統領令で定め、第 3 項による申告手続き、第 4 項による評価基準・方法及び公表方法等は、雇用労働部令で定める。（改正 2010. 6. 4）

（6）石綿解体・除去業者に関しては、第 15 条の 2 を準用する。〔この場合において、「安全管理専門機関」は「石綿解体・除去業者」とみなす。〕

[本条新設 2009. 2. 6]

(石綿濃度基準の遵守)

第 38 条の 5

- (1) 石綿解体・除去業者は、前条第 1 項による石綿解体・除去作業が完了した後、当該作業場の空気中の石綿濃度が雇用労働部令で定める基準（以下「石綿濃度基準」という。）以下になるようにし、その証明資料を雇用労働部長官に提出しなければならない。

(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)

- (2) 前項による空気中の石綿濃度を測定できる者の資格及び測定方法に関する事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

- (3) 石綿解体・除去作業完了後、作業場の空気中の石綿濃度が石綿濃度基準を超過する場合は、建築物又は設備の所有主等は、当該建築物又は設備を撤去し、又は解体してはならない。

(改正 2011. 7. 25)

[本条新設 2009. 2. 6]

(有害因子の管理等)

第 39 条

- (1) 雇用労働部長官は、勤労者の健康障害を誘発する化学物質及び物理的因子等（以下「有害因子」という。）を、雇用労働部令で定める分類基準により、分類して管理しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

- (2) 雇用労働部長官は、有害因子の露出基準を定めて官報等に告示する。

(改正 2010. 6. 4)

- (3) 雇用労働部長官は、有害因子が勤労者の健康に及ぼす有害性・危険性を評価し、その結果を官報等に公表することができる。

(改正 2010. 6. 4)

- (4) 前項により有害性・危険性を評価する対象物質の選定基準及び評価方法等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 2. 6]

(有害因子許容基準の遵守)

第 39 条の 2

- (1) 事業主は、発ガン性物質等勤労者に重大な健康障害を誘発するおそれがある有害因子として大統領令で定める有害因子は、作業場内のその露出濃度を雇用労働部令で定める許容基準以下に維持しなければならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合はそうでない。

(改正 2010. 6. 4)

1. 施設又は設備の設置又は改善が現存する技術で可能でない場合
2. 天災地変等により施設又は設備に重大な欠陥が発生した場合
3. 雇用労働部令で定める臨時作業又は短時間作業の場合

4. その他の大統領令で定める場合

- (2) 前項ただし書きにもかかわらず、事業主は、有害因子の露出濃度を前項による許容基準以下に維持するように努力しなければならない。

[条文改正 2009. 2. 6]

(化学物質の有害性・危険性調査)

第 40 条

- (1) 大統領令で定める化学物質以外の化学物質（以下「新規化学物質」という。）を製造し、又は輸入しようとする者（以下「新規化学物質製造者等」という。）は、新規化学物質による勤労者の健康障害を予防するために雇用労働部令で定めるところにより、その新規化学物質の有害性・危険性を調査し、その調査報告書を雇用労働部長官に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、この限りでない。

(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)

1. 一般消費者の生活用として提供するために新規化学物質を輸入する場合であって雇用労働部令で定める場合
 2. 新規化学物質の輸入量が少量である場合又はその他の危害の程度が少ないと認められる場合として雇用労働部令で定める場合
- (2) 新規化学物質製造者等は、前項による有害性・危険性調査の結果により、当該新規化学物質による勤労者の健康障害を防止するために直ちに必要な措置を講じなければならない。
- (改正 2013. 6. 12)
- (3) 雇用労働部長官は、新規化学物質の有害性・危険性調査報告書が提出されたときは、雇用労働部令で定めるところにより、その新規化学物質の名称、有害性・危険性、措置事項等を公表し、関係部署に通知しなければならない。
- (4) 雇用労働部長官は、第 1 項により提出された新規化学物質の有害性・危険性調査報告書を検討した結果、勤労者の健康障害防止のために必要であると認められるときは、新規化学物質製造者等に対して、施設・設備を設置・整備して保護区を備えておく等の措置を講じるように命じることができる。
- (改正 2013. 6. 12)
- (5) 新規化学物質製造者等が新規化学物質を譲渡し、又は提供する場合は、前項による勤労者の健康障害防止のために措置しなければならない事項を記録した書類とともに提供しなければならない。
- (改正 2013. 6. 12)
- (6) 雇用労働部長官は、勤労者の健康障害を予防するために必要であると認められるときは、雇用労働部令で定めるところにより、癌又はその他の重大な健康障害を生じるおそれがある化学物質を製造・輸入する者又は使用する事業主に対して、当該化学物質の有害性・危険性を調査してその結果を提出させ、又は第 39 条第 3 項による有害性・危険性評価に必要な資料の提出を命じることができる。
- (新設 2013. 6. 12)

- (7) 前項により化学物質の有害性・危険性調査命令を受けた者は、有害性・危険性調査の結果、当該化学物質による勤労者の健康障害が憂慮される場合、勤労者の健康障害を防止するために施設・設備の設置又は改善等必要な措置を講じなければならない。 (新設 2013. 6. 12)
- (8) 雇用労働部長官は、第6項により提出された調査結果及び資料を検討し、勤労者の健康障害を防止するために必要であると認められる場合は、当該化学物質を第39条第1項により分類して管理し、又は当該化学物質を製造・輸入する者又は使用する事業主に対して、勤労者の健康障害防止のための施設・設備の設置又は改善等必要な措置を講じるように命じることができる。 (新設 2013. 6. 12)

[条文改正 2009. 2. 6]

[題名改正 2013. 6. 12]

(物質安全保健資料の作成・備置等)

第41条

- (1) 化学物質及び化学物質を含有した製剤（大統領令で定める製剤を除く。）のうち第39条第1項により雇用労働部令で定める分類基準に該当する化学物質及び化学物質を含有した製剤（以下「対象化学物質」という。）を譲渡し、又は提供する者は、これを譲り受け、又は提供される者に対して、次の各号の事項をすべて記載した資料（以下「物質安全保健資料」という。）を雇用労働部令で定める方法により作成して提供しなければならない。この場合において、雇用労働部長官は、雇用労働部令で物質安全保健資料の記載事項及び作成方法を定めるときは、「有害化学物質管理法」と関連した事項に関しては、環境部長官と協議を行わなければならない。 (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12)

1. 対象化学物質の名称

1の2. 構成成分の名称及び含有量

2. 安全・保健上の取扱注意事項

3. 健康有害性及び物理的危険性

4. その他の雇用労働部令で定める事項

- (2) 前項にもかかわらず、対象化学物質を譲渡し、又は提供する者は、物質安全保健資料を作成するとき、次の各号のいずれか一つに該当する事項を具体的に識別できる情報は、雇用労働部令で定めるところにより、記載しないことができる。ただし、勤労者に重大な健康障害を招くおそれがある対象化学物質として雇用労働部長官が定めるものは、この限りでない。

(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)

1. 営業秘密として保護する価値があると認められる化学物質

2. 前号の化学物質を含有した製剤

- (3) 対象化学物質を取り扱おうとする事業主は、第1項により提供された物質安全保健資料を、雇用労働部令で定める方法により、対象化学物質を取り扱う作業場内に取り扱う勤労者が容

- 易に見ることができる場所に掲示し、又は備えておかなければならない。(改正 2011. 7. 25)
- (4) 対象化学物質を譲渡し、又は提供する者は、雇用労働部令で定める方法により、これを入れた容器及び包装に警告の表示をしなければならない。ただし、容器及び包装に入れる方法以外の方法により対象化学物質を譲渡し、又は提供する場合は、雇用労働部長官が定めて告示したところにより、警告表示記載項目を示した資料を提供しなければならない。
- (改正 2011. 7. 25)
- (5) 事業主は、作業場で使用する対象化学物質を入れた容器に、雇用労働部令で定める方法により、警告表示をしなければならない。ただし、容器に既に警告が表示されている等雇用労働部令で定める場合は、この限りでない。
- (新設 2011. 7. 25)
- (6) 対象化学物質を譲渡し、又は提供する者は、第 1 項による物質安全保健資料の記載内容を変更する必要があるときは、これを物質安全保健資料に反映して対象化学物質を譲り受け、又は提供された者に速かに提供しなければならない。この場合において、提供方法・内容その他の必要な事項は、雇用労働部長官が定めて告示する。
- (新設 2011. 7. 25)
- (7) 事業主は、対象化学物質を取り扱う勤労者の安全・保健のために、勤労者を教育する等適切な措置を講じなければならない。この場合において、教育の時期、内容及び方法等は、雇用労働部令で定める。
- (新設 2011. 7. 25)
- (8) 雇用労働部長官は、対象化学物質を取り扱う勤労者の安全・保健を維持するために必要であると認める場合には、雇用労働部令で定めるところにより、対象化学物質を販売・提供する者又は対象化学物質を取り扱う事業主に対して、物質安全保健資料の提出を命じ、又は第 1 項各号の事項の変更を命じることができる。
- (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)
- (9) 事業主は、対象化学物質を取り扱う作業工程別に管理要領を掲示しなければならない。
- (改正 2011. 7. 25)
- (10) 雇用労働部長官は、勤労者の安全・保健維持のために必要であるときは、物質安全保健資料に関連した資料を勤労者及び事業主に提供することができる。
- (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)
- (11) 勤労者を診療する医師、第 16 条による保健管理者(同条第 3 項による保健管理専門機関を含む)、第 17 条による産業保健医又は勤労者代表等は、勤労者の安全・保健を維持するために、勤労者に重大な健康障害が発生する等雇用労働部令で定める場合は、対象化学物質を販売・提供する者又は対象化学物質を取り扱う事業主に対して、第 2 項により物質安全保健資料に記載しない情報を提供することを要求することができる。この場合において、情報提供を要求された者は、雇用労働部長官が定めて告示するところにより、情報を提供しなければならない。
- (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12)
- [条文改正 2009. 2. 6]

(危険性評価)

第41条の2

- (1) 事業主は、建設物、機械・機構、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業の行動その他の業務に起因する有害・危険要因を捜し出し、危険性を定め、その結果によりこの法律及びこの法律による命令による措置を講じなければならない、勤労者の危険又は健康障害を防止するために必要な場合は、追加的な措置を講じなければならない。
- (2) 事業主は、前項による危険性評価を実施した場合は、雇用労働部令で定めるところにより、実施内容及び結果を記録・保存しなければならない。
- (3) 第1項により有害・危険要因を捜し出し、危険性を定め、措置する方法、手続き、時期その他の必要な事項は、雇用労働部長官が定めて告示する。

[本条新設 2013. 6. 12]

[条文改正 2009. 2. 6]

第5章 勤労者の保健管理（改正 2009. 2. 6）

（作業環境測定等）

第42条

- (1) 事業主は、有害因子から勤労者の健康を保護して快適な作業環境を作るために、人体に害となる作業を行う作業場として雇用労働部令で定める作業場について、雇用労働部令で定める資格を持った者に作業環境測定をさせた後、その結果を記録・保存し、雇用労働部令で定めるところにより、雇用労働部長官に報告しなければならない。この場合において、勤労者代表が要求するときは、作業環境測定時に勤労者代表を立ち合わせなければならない。
(改正 2010. 6. 4)
- (2) 前項による作業環境測定の方法・回数、その他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。
(改正 2010. 6. 4)
- (3) 事業主は、第1項による作業環境測定の結果を当該作業場勤労者に知らせなければならない、その結果により勤労者の健康を保護するために当該施設・設備の設置・改善又は健康診断の実施等適切な措置を講じなければならない。
(改正 2013. 6. 12)
- (4) 事業主は、第1項による作業環境測定及び作業環境測定による試料の分析を、雇用労働部長官が指定する測定機関（以下「指定測定機関」という。）に委託することができる。
(改正 2010. 6. 4)
- (5) 前項により事業主から作業環境測定を委託された指定測定機関が作業環境測定をした後、その結果を、雇用労働部令で定めるところにより、雇用労働部長官に電算資料により提出した場合は、第1項による作業環境測定結果を報告したものとみなす。
(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)
- (6) 事業主は、第19条による産業安全保健委員会又は勤労者代表が要求するときは、作業環境測

定結果に関する説明会を直接〔自ら〕開催し、又は作業環境測定をした機関に開催させなければならない。

- (7) 指定測定機関の類型、業務範囲、指定要件及び手続きその他の必要な事項は、大統領令で定める。
- (8) 雇用労働部長官は、作業環境測定の正確性及び信頼性を確保するために、指定測定機関の作業環境測定・分析能力を評価し、評価結果により指導・教育を行わなければならない。この場合において、評価及び指導・教育の方法・手続き等は、雇用労働部長官が定めて告示する。
(改正 2010. 6. 4)
- (9) 雇用労働部長官は、作業環境測定の水準を向上させるために必要な場合は、指定測定機関を評価（前項による評価を含む。）を行った後、その結果を公表することができる。この場合において、評価基準等は、雇用労働部令で定める。
(改正 2010. 6. 4)
- (10) 指定測定機関に関しては、第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 を準用する。〔この場合において、「安全管理専門機関」は「指定測定機関」とみなす。〕
(改正 2017. 4. 18)
[条文改正 2009. 2. 6]

(作業環境測定信頼性評価)

第 42 条の 2

- (1) 雇用労働部長官は、前条第 1 項による作業環境測定結果の正確性と精密性を評価するために必要であると認める場合は、信頼性評価ができる。
(改正 2010. 6. 4)
- (2) 事業主及び勤労者は、信頼性評価を受けるときは、積極的に協力しなければならない。
- (3) 信頼性評価の方法・対象及び手続き等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。
(改正 2010. 6. 4)
[条文改正 2009. 2. 6]

(健康診断)

第 43 条

- (1) 事業主は、勤労者の健康を保護・維持するために、雇用労働部長官が指定する機関又は「国民健康保険法」による健康診断を行う機関（以下「健康診断機関」という。）において勤労者に対する健康診断をしなければならない。この場合において、勤労者代表が要求するときは、健康診断時に勤労者代表を立ち合わせなければならない。
(改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、勤労者の健康を保護するために必要であると認めるときは、事業主に対して、特定勤労者に対する臨時健康診断の実施又はその他の必要な措置を命じることができる。
(改正 2010. 6. 4)
- (3) 勤労者は、前 2 項により事業主が実施する健康診断を受けなければならない。ただし、事業主が指定した健康診断機関で診断を受けることを希望しない場合は、他の健康診断機関におい

- てこれに相応する健康診断を受け、その結果を証明する書類を事業主に提出することができる。
- (4) 健康診断機関は、第1項及び第2項により健康診断を実施したときは、雇用労働部令で定めるところにより、その結果を勤労者及び事業主に通知し、雇用労働部長官に報告しなければならない。(改正 2010. 6. 4)
- (5) 事業主は、第1項・第2項又は他の法令による健康診断の結果、勤労者の健康を維持するために必要であると認めるときは、作業場所変更、作業転換、勤労時間短縮、夜間勤労(午後10時から午前6時まで間の勤労をいう。)の制限、作業環境測定又は施設・設備の設置・改善等適切な措置を講じなければならない。(改正 2013. 6. 12)
- (6) 事業主は、第19条による産業安全保健委員会又は勤労者代表が要求するときは、直接又は健康診断をした健康診断機関により、健康診断結果に関する説明を行わなければならない。ただし、本人の同意なく個別勤労者の健康診断結果を公開してはならない。
- (7) 事業主は、第1項及び第2項による健康診断結果を勤労者の健康保護・維持以外の目的で使用してはならない。
- (8) 第1項による健康診断の種類・時期・周期・項目・費用及び健康診断機関の指定・管理、第2項による臨時健康診断、第5項による適切な措置、その他の健康診断に必要な事項は、雇用労働部令で定める。(改正 2010. 6. 4)
- (9) 雇用労働部長官は、健康診断の正確性及び信頼性を確保するために、健康診断機関の健康診断・分析能力を評価し、評価結果に従った指導・教育を行わなければならない。この場合において、評価及び指導・教育の方法・手続き等は、雇用労働部長官が定めて告示する。(改正 2010. 6. 4)
- (10) 雇用労働部長官は、健康診断の水準向上のために、健康診断機関のうち第1項により雇用労働部長官が指定する機関の評価(前項による評価を含む。)を行った後、その結果を公表することができる。この場合において、評価基準、評価方法及び公表方法等に関して必要な事項は、雇用労働部令で定める。(改正 2010. 6. 4)
- (11) 健康診断機関のうち第1項により雇用労働部長官が指定する機関に関しては、第15条の2及び第15条の3を準用する。この場合において「安全管理専門機関」は「健康診断機関」とみなす。(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12、2017. 4. 18)

[条文改正 2009. 2. 6]

(疫学調査)

第43条の2

- (1) 雇用労働部長官は、職業性疾患の診断及び予防、発生原因の究明のために必要であると認められるときは、勤労者の疾病及び作業場の有害要因の相関関係に関する職業性疾患疫学調査(以下「疫学調査」という。)を行うことができる。(改正 2010. 6. 4)

- (2) 疫学調査を実施する場合において、事業主及び勤労者は積極的に協力しなければならず、正当な理由なくこれを拒否・妨害し、又は忌避してはならない。 (改正 2011. 7. 25)
- (3) 雇用労働部長官は、疫学調査のために必要であるときは、前条による勤労者の健康診断結果、「国民健康保険法」による療養給与〔給付〕記録及び健康診断結果、「雇用保険法」による雇用情報、「癌管理法」による疾病情報及び死亡原因情報等を関連機関に対して要請することができる。この場合において、資料の提出を要請された機関は、特別な理由がない限り要請に応じなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (4) 疫学調査の方法・対象・手続きその他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4)
- [条文改正 2009. 2. 6]

(健康管理手帳)

第 44 条

- (1) 雇用労働部長官は、健康障害が発生するおそれがある業務に従事する者の職業性疾病の早期発見及び持続的な健康管理のために一定要件に該当する者に対して健康管理手帳を発行しなければならない。この場合健康障害が発生するおそれがある業務及び一定要件に関して具体的な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2013. 6. 12)
- (2) 健康管理手帳の発給を受けた者が「産業災害補償保険法」第 41 条による療養給与〔給付〕を申請する場合は、健康管理手帳を提出することにより当該災害に関する医師の初診所見での提出に代えることができる。 (新設 2013. 6. 12)
- (3) 第 1 項による健康管理手帳の交付を受けた者は、その健康管理手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。 (改正 2013. 6. 12)
- (4) 健康管理手帳の内容・書式・用途その他の健康管理手帳の発行に必要な事項は、雇用労働部令で定める。 (改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)
- [条文改正 2009. 2. 6]

(疾病者の勤労禁止・制限)

第 45 条

- (1) 事業主は、感染症、精神病又は勤労によって病状が大きく悪化するおそれがある疾病として雇用労働部令で定める疾病に罹った者については、医師の診断により勤労を禁止し、又は制限しなければならない。 (改正 2009. 12. 29、2010. 6. 4)
- (2) 事業主は、前項により勤労が禁止され、又は制限された勤労者が健康を回復したときは、直ちに就職〔就業〕させなければならない。 [条文改正 2009. 2. 6]

(勤労時間延長の制限)

第 46 条 事業主は、有害又は危険な作業として大統領令で定める作業に従事する勤労者には、1 日 6 時間、1 週 34 時間を超過して勤勞させてはならない。

[条文改正 2009. 2. 6]

(資格等による就職〔就業〕制限)

第 47 条

(1) 事業主は、有害又は危険な作業として雇用労働部令で定める作業の場合は、その作業に必要な資格・免許・経験又は技能を有する勤勞者でない者にその作業をさせてはならない。

(改正 2010. 6. 4)

(2) 雇用労働部長官は、前項による資格・免許取得者の養成又は勤勞者の技能習得のために、教育機関を指定することができる。

(改正 2010. 6. 4)

(3) 第 1 項による資格・免許・経験・技能、第 2 項による教育機関の指定要件及び指定手続きその他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。

(改正 2010. 6. 4)

(4) 第 2 項による教育機関に関しては、第 15 条の 2 を準用する。〔この場合において、「安全管理専門機関」は「当該教育機関」とみなす。〕

[条文改正 2009. 2. 6]

第 6 章 監督及び命令 (改正 2009. 2. 6)

(有害・危険防止計画書の提出等)

第 48 条

(1) 大統領令で定める業種及び規模に該当する事業の事業主は、当該製品生産工程と直接的に関連した建築物・機械・機構及び設備等一切を設置・移転し、又はその主な構造の部分を変更するときは、この法律又はこの法律による命令で定める有害・危険防止事項に関する計画書(以下「有害・危険防止計画書」という。)を作成し、雇用労働部令で定めるところにより、雇用労働部長官に提出しなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

(2) 機械・機構及び設備等であって次の各号のいずれか一つに該当するものとして雇用労働部令で定めるものを設置・移転し、又はその主な構造の部分を変更しようとする事業主に関しては、前項を準用する。

(改正 2010. 6. 4)

1. 有害又は危険な作業を必要とすること
2. 有害又は危険な場所で使用すること
3. 健康障害を防止するために使用すること

(3) 建設業であって雇用労働部令で定める工事を着工しようとする事業主は、雇用労働部令で定める資格を備えた者の意見を聴いた後、有害・危険防止計画書を作成し、雇用労働部令で定

めるところにより、雇用労働部長官に提出しなければならない。ただし、産業災害発生率等を考慮して雇用労働部令で定める基準に適合する建設業者の場合は、雇用労働部令で定める資格を備えた者の意見を省略して有害・危険防止計画書を作成した後、これを自ら審査しなければならない。その審査結果書を作成して雇用労働部長官に提出し、当該事業場に備えておかなければならない。(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)

(4) 雇用労働部長官は、前3項の規定による有害・危険防止計画書を審査した後、勤労者の安全及び保健のために必要であると認められるときは、作業又は工事を中止し、又は計画を変更することを命じることができる。(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)

(5) 第1項から第3項までの規定により有害・危険防止計画書を提出した事業主は、雇用労働部令で定めるところにより、雇用労働部長官の確認を受けなければならない。

(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 2. 6]

(安全・保健診断等)

第49条

(1) 雇用労働部長官は、雇用労働部令で定める事業場に対して、雇用労働部長官が指定する機関(以下「安全・保健診断機関」という。)が実施する安全・保健診断を受けることを命じることができる。(改正 2010. 6. 4)

(2) 事業主は、前項による安全・保健診断業務に積極的に協力しなければならない。正当な理由なくこれを拒否し、妨害し、又は忌避してはならない。この場合において、勤労者代表が要求するときは、安全・保健診断に勤労者代表を立ち合わせなければならない。

(3) 雇用労働部長官は、安全・保健診断機関に関して評価し、その結果を公開することができる。この場合において、評価の基準・方法及び結果の公開に必要な事項は、雇用労働部令で定める。(新設 2017. 4. 18)

(4) 第1項による安全・保健診断の内容、安全・保健診断機関の指定要件及び手続き、その他の必要な事項は、大統領令で定める。(改正 2017. 4. 18)

(5) 安全・保健診断機関に関しては第15条の2を準用する。〔この場合において、「安全管理専門機関」は「安全・保健機関」とみなす。〕(改正 2017. 4. 18)

[条文改正 2009. 2. 6]

(工程安全報告書の提出等)

第49条の2

(1) 大統領令で定める有害・危険設備を保有する事業場の事業主は、その設備からの危険物質の漏出、火災、爆発等によって事業場内の勤労者に直ちに被害を与え、又は事業場近隣地域に被害を与えることが見込まれる事故として大統領令で定める事故(以下この条において「重

- 大産業事故」という。)を予防するために、大統領令で定めるところにより、工程安全報告書を作成し、雇用労働部長官に提出して審査を受けなければならない。この場合において、工程安全報告書の内容が重大産業事故を予防するために適合すると通知される前において、関連設備を稼動してはならない。(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)
- (2) 事業主は、前項により工程安全報告書を作成するときは、第 19 条による産業安全保健委員会の審議を経なければならない。ただし、産業安全保健委員会が設置されていない事業場の場合は、勤労者代表の意見を聴かななければならない。
- (3) 雇用労働部長官は、第 1 項により提出された工程安全報告書を雇用労働部令で定めるところにより審査しなければならない。勤労者の安全及び保健の維持・増進のために必要であると認められる場合は、その工程安全報告書の変更を命じることができる。(改正 2011. 7. 25)
- (4) 雇用労働部長官は、第 1 項により提出された工程安全報告書を審査した結果、その内容が重大産業事故を予防するために適合すると認める場合は、事業主にその結果を書面で通知しなければならない。(新設 2011. 7. 25)
- (5) 事業主は、前項により工程安全報告書の審査結果を通知されたときは、その工程安全報告書を事業場に備えておかななければならない。(新設 2011. 7. 25)
- (6) 前項による事業主は、雇用労働部令で定めるところにより、工程安全報告書内容の実際の履行の有無に関する雇用労働部長官の確認を受けなければならない。(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)
- (7) 事業主及び勤労者は、工程安全報告書の内容を守らなければならない。(改正 2011. 7. 25)
- (8) 事業主は、第 5 項により事業場に備えている工程安全報告書の内容を変更しなければならない理由が発生した場合は、直ちにこれを補完しなければならない。(改正 2011. 7. 25)
- (9) 雇用労働部長官は、雇用労働部令で定めるところにより、工程安全報告書の履行状態を定期的に評価することができる。(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)
- (10) 雇用労働部長官は、前項により工程安全報告書の履行状態を評価した結果、第 8 項による補完状態が不良である事業場の事業主に対して、工程安全報告書を再び提出するように命じることができる。(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)

[条文改正 2009. 2. 6]

(安全保健改善計画)

第 50 条

- (1) 雇用労働部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する事業場であって産業災害予防のために総合的に改善措置をする必要があると認められるときは、雇用労働部令で定めるところにより、事業主に対して、その事業場、施設、その他の事項に関する安全保健改善計画の樹立・

施行を命じることができる。 (改正 2013. 6. 12)

1. 産業災害率が同じ業種の規模別平均産業災害率より高い事業場
 2. 事業主が安全保健措置義務を履行せず、重大災害が発生した事業場
 3. 第 39 条第 2 項による有害因子の露出基準を超過した事業場
- (2) 雇用労働部長官は、前項による命令をする場合必要であると認められるときは、当該事業主に対して、雇用労働部令で定めるところにより、第 49 条第 1 項の安全・保健診断を受け、安全保健改善計画を樹立・提出することを命じることができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 事業主は、第 1 項による安全保健改善計画を樹立するときは、第 19 条による産業安全保健委員会の審議を経なければならない。ただし、産業安全保健委員会が設置されていない事業場の場合は、勤労者代表の意見を聴かななければならない。
- (4) 事業主及び勤労者は、安全保健改善計画を遵守しなければならない。

[条文改正 2009. 2. 6]

(監督等の措置)

第 51 条

- (1) 「勤労基準法」第 101 条による勤労監督官は、この法律又はこの法律による命令を施行するために必要な場合であって雇用労働部令で定める場合は、次の各号の場所に立ち入り、関係者に質問をし、帳簿、書類その他の物の検査及び安全・保健点検を行いながら、検査に必要な限度で、無償で、製品・原材料又は機構を回収することができる。この場合において、勤労監督官は、当該事業主等にその結果を書面で知らせなければならない。

(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12、2017. 4. 18)

1. 事業場
 2. 第 15 条第 4 項、第 16 条第 3 項、第 30 条の 2 第 1 項、第 31 条第 5 項、第 31 条の 2 第 1 項、第 32 条第 3 項、第 34 条の 5 第 1 項、第 36 条第 5 項、第 36 条の 2 第 3 項、第 38 条の 2 第 2 項、第 42 条第 4 項、第 43 条第 1 項及び第 49 条第 1 項による機関の事務所
 3. 石綿解体・除去業者の事務所
 4. 第 52 条の 4 により登録した指導士の事務所
- (2) 雇用労働部長官は、この法律又はこの法律による命令の施行のために必要であると認められる場合は、事業主・勤労者又は第 52 条の 4 により登録した指導士に対して、報告又は出席を命じることができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (3) 雇用労働部長官は、第 65 条により公団に委託された権限を行使するために必要であると認められるときは、公団所属職員により事業場に立ち入り、産業災害予防に必要な検査及び指導等をさせ、疫学調査のために必要な場合は、関係者に質問し、又は必要な書類の提出を要求させることができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (4) 前項により公団所属職員が検査又は指導業務等を行ったときは、その結果を雇用労働部長官

に報告しなければならない。(改正 2010. 6. 4)

- (5) 第 1 項および第 3 項により事業場又は指導士の事務所に立ち入る場合は、立ち入る者は、その身分を示す証票を携行し、これを関係者に示さなければならない。
- (6) 雇用労働部長官は、第 1 項及び第 4 項による検査等の結果必要であると認められるときは、事業主に対して、建設物又はその付属建設物・機械・機構・設備・原材料のいったい・使用中止・除去又は施設の改善その他の安全・保健上必要な措置をするように命じることができる。この場合において、雇用労働部長官の命令を受けた事業主は、その命令された事項を、雇用労働部令で定めるところにより、勤労者が容易に見ることができる場所に掲示しなければならない。(改正 2010. 6. 4)
- (7) 雇用労働部長官は、産業災害が発生する急で差し迫った危険があるとき、又は前項による命令が守られず、若しくは危険状態が解除若しくは改善されなかったと判断されるときは、当該機械・設備と関連した作業の全部又は一部を中止することを命じることができる。(改正 2010. 6. 4)
- (8) 雇用労働部長官は、第 1 項及び第 4 項の場合において産業災害予防のために必要であると認められるときは、勤労者に対して、第 20 条による安全保健管理規程の遵守等適切な措置を行うことを命じることができる。(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 2. 6]

(営業停止の要請等)

第 51 条の 2

- (1) 雇用労働部長官は、事業主が次の各号のいずれか一つに該当する産業災害が発生させた場合は、関係行政機関の長に対して、関係法令により当該事業の営業停止若しくはその他の制裁を加えることを要請し、又は「公共機関の運営に関する法律」第 4 条による公共機関の長に対して、その機関が施行する事業の発注時に必要な制限を当該事業者に加えることを要請することができる。(改正 2010. 6. 4)
1. 第 23 条・第 24 条又は第 29 条に違反して、多数の勤労者が死亡し、又は事業場の近隣地域に重大な被害を与える等大統領令で定める事故が発生した場合
 2. 第 51 条第 6 項又は第 7 項による命令に違反したことに伴い、勤労者が業務によって死亡した場合
- (2) 前項により要請を受けた関係行政機関の長又は公共機関の長は、正当な理由がない限り、これに従わなければならない。(改正 2010. 6. 4)
- (3) 第 1 項による営業停止等の要請手続き又はその他の必要な事項は、雇用労働部令で定める。(改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 2. 6]

(監督機関に対する申告)

第 52 条

- (1) 事業場でこの法律又はこの法律による命令に違反した事実があるときは、勤労者は、その事実を雇用労働部長官又は勤労監督官に申告することができる。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 事業主は、前項の申告を理由として当該勤労者に対して解雇又はその他の不利益な処遇をすることができない。

[条文改正 2009. 2. 6]

第 6 章の 2 産業安全指導士及び産業衛生指導士 (改正 2009. 2. 6)

(指導士の職務)

第 52 条の 2

- (1) 産業安全指導士は、次の各号の職務を遂行する。 (改正 2013. 6. 12)
 1. 工程上の安全に関する評価・指導
 2. 有害・危険の防止対策に関する評価・指導
 3. 前 2 号の事項に関連した計画書及び報告書の作成
 4. その他の産業安全に関する事項であって大統領令で定める事項
- (2) 産業保健指導士は、次の各号の職務を遂行する。 (改正 2013. 6. 12)
 1. 作業環境の評価及び改善指導
 2. 作業環境改善に関連した計画書及び報告書の作成
 3. 勤労者健康診断による事後管理指導
 4. 職業性疾病診断（「医療法」による医師である産業保健指導士のみ該当する。）及び予防指導
 5. 産業保健に関する調査・研究
 6. その他の産業保健に関する事項であって大統領令で定める事項
- (3) 産業安全指導士及び産業保健指導士（以下「指導士」という。）の業務領域別の種類及び業務範囲等に関して必要な事項は、大統領令で定める。 (改正 2013. 6. 12)

[条文改正 2009. 2. 6]

(指導士の資格及び試験)

第 52 条の 3

- (1) 雇用労働部長官が施行する指導士試験に合格した者は、指導士の資格を有する。 (改正 2013. 6. 12)
- (2) 大統領令で定める資格の保有者に関しては、前項による指導士試験の一部を免除することが

- できる。 (改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)
- (3) 雇用労働部長官は、第 1 項による指導士試験の実施を、大統領令で定める専門機関に代行させることができる。この場合は、それに必要とされる費用を、予算の範囲で、補助することができる。 (改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)
- (4) 前項により指導士試験の実施を代行する専門機関の役職員は、「刑法」第 129 条から第 132 条までの規定を適用するときは、公務員とみなす。
- (5) 指導士試験の科目、他の資格保有者に関する試験免除の範囲その他の必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009. 2. 6]

(指導士の登録)

第 52 条の 4

- (1) 指導士がその職務を開始するときは、雇用労働部令で定めるところにより、雇用労働部長官に登録しなければならない。 (改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)
- (2) 前項により登録した者は、その職務を組織的・専門的にするために、法人を設立することができる。
- (3) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、第 1 項による登録をできない。
- (改正 2013. 6. 12、2016. 1. 27)
1. 被成年後見人又は被限定後見人
 2. 破産宣告を受けた者であって復権しない者
 3. 禁固以上の実刑を宣告されてその執行が終わり（執行が終わったとみなされる場合を含む。）、又は執行が免除された日から 2 年が過ぎていない者
 4. 禁固以上の刑の執行猶予を宣告されてその猶予期間のうちにある者
 5. この法律に違反して、罰金刑を宣告されて 1 年が過ぎていない者
 6. 第 52 条の 15 により登録が取り消しになった後 2 年が過ぎていない者
- (4) 第 1 項により登録をした指導士は、雇用労働部令で定めるところにより、5 年ごとに登録を更新しなければならない。 (改正 2013. 6. 12)
- (5) 前項による更新登録は、雇用労働部令で定める指導実績がある指導士に限って行うことができる。この場合において、指導実績が雇用労働部令で定める基準を満たさない指導士は、雇用労働部令で定める補修教育を受けなければならない。 (新設 2013. 6. 12)
- (6) 第 2 項による法人に関しては、「商法」中合名会社に関する規定を適用する。

(改正 2013. 6. 12)

[条文改正 2009. 2. 6]

第 52 条の 5 雇用労働部長官は、公団に、次の各号の業務を遂行させることができる。

(改正 2010. 6. 4)

1. 指導士に対する指導・連絡及び情報の共同利用体制の構築・維持
2. 指導士の業務遂行に関連した事業主の不満・苦情の処理及び被害に関する紛争の調整
3. その他の指導士業務の発展のために必要な事項として雇用労働部令で定める事項

[条文改正 2009. 2. 6]

(秘密維持)

第 52 条の 6 指導士は、その職務上知り得た秘密を漏洩し、又は盗用してはならない。

[条文改正 2009. 2. 6]

(損害賠償の責任)

第 52 条の 7

- (1) 指導士は、業務遂行と関連して故意又は過失により依頼人に損害を負わせた場合は、その損害を賠償する責任を有する。
- (2) 第 52 条の 4 第 1 項により登録した者は、前項による損害賠償の責任を保障するために、大統領令で定めるところにより、保証保険に加入し、又はその他の必要な措置を講じなければならない。

[条文改正 2009. 2. 6]

(類似名称の使用禁止)

第 52 条の 8 第 52 条の 4 第 1 項により登録した指導士でない者は、産業安全指導士、産業保健指導士又はこれと類似の名称を使用してはならない。

(改正 2013. 6. 12)

[条文改正 2009. 2. 6]

(不正行為者に対する制裁)

第 52 条の 9 雇用労働部長官は、指導士試験において非違行為を行った受験者に関しては、その試験を無効とし、その処分があった日から 5 年間、試験の受験資格を停止する。

[本条新設 2011. 7. 25]

(指導士の教育)

第 52 条の 10 指導士資格を有する者（第 52 条の 3 第 2 項に該当する者のうち大統領令で定める者を除く。）が職務を開始するには、第 52 条の 4 による登録をする前 1 年の範囲内に、雇用労働部令で定める研修教育を受けなければならない。

[本条新設 2013. 6. 12]

(品位維持及び誠実義務等)

第 52 条の 11

- (1) 指導士は、常に品位を維持し、信義及び誠実、公正に職務を遂行しなければならない。
- (2) 指導士は、第 52 条の 2 第 1 項又は第 2 項により作成し、又は確認した書類に記名し、又は捺印しなければならない。

[本条新設 2013. 6. 12]

(禁止行為)

第 52 条の 12 指導士は、次の各号の行為をしてはならない。

1. 偽り又はその他の不正な方法により、依頼人に法令による義務を履行させなくする行為
2. 依頼人に法令による申告・報告、その他の義務を履行させなくする行為
3. 法令に違反する行為に関する指導・相談

[本条新設 2013. 6. 12]

(関係帳簿等の閲覧申請)

第 52 条の 13 指導士が、第 52 条の 2 の職務を遂行するために必要であるときは、事業主に関係帳簿及び書類の閲覧を申請することができる。この場合において、その申請が第 52 条の 2 第 1 項又は第 2 項による職務の遂行のためであるときは、閲覧の申請を受けた事業主は、正当な理由なくこれを拒否してはならない。 [本条新設 2013. 6. 12] [施行日:2014. 3. 13] 第 52 条の 13

(資格貸与行為等の禁止)

第 52 条の 14 指導士は、他の者に自らの姓名若しくは事務所の名称を使用させて指導士の職務を遂行させ、又はその資格証若しくは登録証を貸与等をしてならない。 [本条新設 2013. 6. 12]

(登録の取り消し等)

第 52 条の 15 雇用労働部長官は、指導士が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、その登録を取り消し、又は 2 年以内の期間を定めてその業務の停止を命じることができる。ただし、第 1 号から第 3 号までに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

1. 偽り又はその他の不正な方法により登録又は更新登録をした場合
2. 業務停止期間中に業務を遂行した場合
3. 第 52 条の 4 第 3 項第 1 号から第 5 号までの規定中いずれか一つに該当することになった場合
4. 第 52 条の 6、第 52 条の 12 又は前条に違反した場合
5. その他の前 4 号の規定に準ずる合理的な理由がある場合として大統領令で定める場合

[本条新設 2013. 6. 12]

第7章 削除 (2001. 12. 31)

第53条 削除 (2001. 12. 31)

第54条 削除 (2001. 12. 31)

第55条 削除 (2001. 12. 31)

第56条 削除 (2001. 12. 31)

第57条 削除 (2001. 12. 31)

第58条 削除 (2001. 12. 31)

第59条 削除 (2001. 12. 31)

第60条 削除 (2001. 12. 31)

第8章 補則 (改正 2009. 2. 6)

(産業災害予防施設)

第61条 雇用労働部長官は、次の産業災害予防施設を設置・運営することができる。

(改正 2010. 6. 4、2013. 6. 12)

1. 産業安全・保健に関する指導施設・研究施設及び教育施設
2. 作業環境の測定及び安全・保健診断のための施設
3. 勤労者の健康を維持・増進するための施設
4. その他の雇用労働部令で定める産業災害予防のための施設

[条文改正 2009. 2. 6] [施行日:2014. 3. 13] 第61条

(名誉産業安全監督官)

第61条の2

(1) 雇用労働部長官は、産業災害予防活動に対する参加及び支援を促進するために、勤労者、勤労者団体、事業主団体及び産業災害予防関連専門団体に所属する者のうちから名誉産業安全監督官を委嘱することができる。 (改正 2010. 6. 4)

(2) 事業主は、名誉産業安全監督官として正当な活動をしたことを理由として、その名誉産業安

全監督官について不利益な処遇をしてはならない。

- (3) 第1項による名誉産業安全監督官の委嘱方法、業務範囲、その他の必要な事項は、大統領令で定める。

[条文改正 2009. 2. 6]

(災害予防の財源)

第61条の3 次の各号の用途に使用するための財源は、「産業災害補償保険法」第95条第1項による産業災害補償保険及び予防基金により支援する。 (改正 2010. 6. 4)

1. 災害予防関連施設及びその運営に必要な費用
2. 災害予防関連事業、非営利法人に委託する業務及び基金運用・管理に必要な費用
3. その他の災害予防に必要な事業として雇用労働部長官が認める事業の事業費

[条文改正 2009. 2. 6]

(産業災害予防活動の促進)

第62条

- (1) 政府は、事業主、事業主団体、勤労者団体、産業災害予防関連専門団体、研究機関等が行う産業災害予防事業のうち大統領令で定める事業に必要な経費の全部又は一部を、予算の範囲内で補助し、又はその他の必要な支援（以下「補助・支援」という。）をすることができる。この場合において、雇用労働部長官は、補助・支援が産業災害予防事業の目的に適合するように効率的に使用されるように管理・監督を行わなければならない。 (改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、補助・支援を受けた者が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、補助・支援の全部又は一部を取り消さなければならない。ただし、第1号及び第2号の場合は、補助・支援の全部を取り消さなければならない。 (新設 2011. 7. 25)
1. 偽り又はその他の不正な方法により補助・支援を受けた場合
 2. 補助・支援対象者が廃業し、又は破産した場合
 3. 補助・支援対象を任意売却・毀損・紛失する等支援目的に適合するように維持・管理・使用しない場合
 4. 前項による産業災害予防事業の目的に適合するように使用されない場合
 5. 補助・支援対象期間が終わる前に、補助・支援対象施設及び装備を国外で事前に設置していた場合
 6. 補助・支援を受けた事業主が、第23条第1項から第3項まで又は第24条第1項による安全・保健措置義務に違反して、産業災害を発生させた場合であって雇用労働部令で定める場合
- (3) 雇用労働部長官は、前項により補助・支援の全部又は一部を取り消した場合は、当該金額又は支援に相当する金額を還収するものとし、同項第1号の場合は、支給された金額に相当す

- る金額以下の金額を追加して還収することができる。ただし、同項第 2 号中補助・支援対象者が破産した場合に該当して取り消した場合は、この限りでない。 (改正 2011. 7. 25)
- (4) 第 2 項により補助・支援の全部又は一部が取り消しになった者に対しは、雇用労働部令で定めるところにより、取り消しになった日から 3 年以内の期間を定めて補助・支援をしないことができる。 (改正 2011. 7. 25)
- (5) 補助・支援の対象・方法・手続き、管理及び監督、第 2 項及び第 3 項による取り消し及び還収方法その他の必要な事項は、雇用労働部長官が定めて告示する。 (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)

[条文改正 2009. 2. 6]

(秘密維持〔保持〕)

第 63 条 第 34 条による安全認証をする者、第 35 条による申告修理に関する業務を遂行する者、第 36 条による安全検査をする者、第 36 条の 2 による自律検査プログラムの認定業務を遂行する者、第 40 条第 1 項・第 6 項により提出された有害性・危険性調査報告書又は調査結果を検討する者、第 41 条第 8 項により提出された物質安全保健資料を検討する者、第 41 条第 11 項により物質安全保健資料に記載されない情報を提供された者、第 43 条による健康診断をする者、第 43 条の 2 による疫学調査をする者、第 48 条により提出された有害・危険防止計画書を検討する者、第 49 条による安全・保健診断をする者及び第 49 条の 2 による工程安全報告書を検討する者は、業務上知り得た秘密を漏洩してはならない。ただし、勤労者の健康障害を予防するために雇用労働部長官が必要であると認める場合は、この限りでない。

(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12)

[条文改正 2009. 2. 6]

(聴聞及び処分基準)

第 63 条の 2

- (1) 雇用労働部長官は、次の各号のいずれか一つに該当する処分をするには、聴聞をしなければならない。 (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12、2017. 4. 18)
1. 第 15 条の 2 第 1 項 (第 16 条第 3 項、第 16 条の 3 第 3 項、第 30 条の 2 第 3 項、第 34 条の 5 第 4 項、第 36 条第 10 項、第 36 条の 2 第 8 項、第 38 条の 2 第 8 項、第 42 条第 10 項、第 43 条第 11 項、第 47 条第 4 項及び第 49 条第 5 項により準用される場合を含む。) による指定の取り消し
 2. 第 28 条第 4 項による認可の取り消し
 3. 第 34 条の 3 第 1 項による安全認証の取り消し
 4. 第 36 条の 2 第 4 項による自律検査プログラム認定の取り消し
 5. 第 37 条第 3 項による承認の取り消し

6. 第 38 条第 5 項による許可の取り消し
 7. 第 32 条の 3、第 36 条の 3 第 3 項、第 38 条の 4 第 6 項、第 52 条の 15 による登録の取り消し
 8. 第 62 条第 2 項による補助・支援の取り消し
- (2) 第 15 条の 2 第 1 項 (第 16 条第 3 項、第 30 条の 2 第 3 項、第 32 条の 3、第 34 条の 5 第 4 項、第 36 条第 10 項、第 36 条の 2 第 8 項、第 38 条の 2 第 8 項、第 38 条の 4 第 6 項、第 42 条第 10 項、第 43 条第 11 項、第 47 条第 4 項及び第 49 条第 5 項により準用される場合を含む。)、第 28 条第 4 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項、第 36 条の 2 第 4 項、第 36 条の 3 第 3 項、第 37 条第 3 項、第 38 条第 5 項及び第 52 条の 15 による取り消し、停止、使用禁止又は改善命令の基準は、雇用労働部令で定める。
- (改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12、2017. 4. 18)

[条文改正 2009. 2. 6]

(書類の保存)

第 64 条

- (1) 事業主は、次の各号の書類を 3 年 (第 3 号の場合にあっては、2 年) 間保存しなければならない。ただし、雇用労働部令で定めるところにより、保存期間を延長することができる。
- (改正 2013. 6. 12、2016. 1. 27)
1. 第 10 条第 1 項による産業災害発生記録
 2. 第 13 条・第 15 条・第 16 条・第 16 条の 3 及び第 17 条による管理責任者・安全管理者・保健管理者・安全保健管理担当者及び産業保健医の選任に関する書類
 3. 第 19 条第 3 項及び第 29 条の 2 第 4 項による会議録
 4. 第 23 条及び第 24 条による安全・保健上の措置事項として雇用労働部令で定める事項を示す書類
 5. 第 40 条第 1 項・第 6 項による化学物質の有害性・危険性調査に関する書類
 6. 第 42 条による作業環境測定に関する書類
 7. 第 43 条による健康診断に関する書類
- (2) 安全認証又は安全検査の業務を委託された安全認証機関又は安全検査機関は、安全認証・安全検査に関する事項であって雇用労働部令で定める書類を 3 年間保存しなければならない。安全認証を受けた者は、第 34 条第 6 項により安全認証を受けた製品に関して記録した書類を 3 年間保存しなければならない。自律安全確認対象機械・機構等を製造し、又は輸入する者は、第 35 条第 2 項による自律安全基準に適合することを証明する書類を 2 年間保存しなければならない。第 36 条第 1 項により安全検査を受けなければならない者は、第 36 条の 2 第 2 項による自律検査プログラムにより実施した検査結果に関する書類を、2 年間保存しなければならない。
- (新設 2011. 7. 25、2013. 6. 12)

- (3) 一般石綿調査をした建築物又は設備の所有主等は、その結果に関する書類をその建築物又は設備に対する解体・除去作業が終了する時まで保存しなければならず、機関石綿調査をした建築物又は設備の所有主等及び石綿調査機関は、その結果に関する書類を3年間保存しなければならない。(新設 2011. 7. 25)
- (4) 指定測定機関は、作業環境測定に関する事項であって雇用労働部令で定める事項を記載した書類を3年間保存しなければならない。(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)
- (5) 指導士は、その業務に関する事項であって雇用労働部令で定める事項を記載した書類を5年間保存しなければならない。(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)
- (6) 石綿解体・除去業者は、第38条の4第3項による石綿解体・除去業務に関して雇用労働部令で定める書類を30年間保存しなければならない。(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25)
- (7) 前6項の場合において、電算入力資料があるときは、その書類に代えて電算入力資料を保存することができる。(改正 2011. 7. 25)

[条文改正 2009. 2. 6]

(権限等の委任・委託)

第65条

- (1) この法律による雇用労働部長官の権限は、大統領令で定めるところにより、その一部を地方雇用労働官署の長に委任することができる。(改正 2010. 6. 4)
- (2) 雇用労働部長官は、この法律による業務のうち次の各号の業務を、大統領令で定めるところにより、公団・非営利法人又は関係専門機関に委託することができる。

(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12、2017. 4. 18)

1. 第4条第1項第2号、第5号から第8号まで及び第10号の事項に関する業務
- 1の2. 第15条第5項(第16条第3項により準用される場合を含む。)による機関に関する評価業務
2. 第27条第2項による基準制定委員会の構成・運営
3. 第28条第3項による安全・保健評価
- 3の2. 第31条の2第1項による建設業基礎教育を実施する機関の登録業務
4. 第32条第1項による安全・保健に関する職務教育
- 4の2. 第32条の2第1項による評価に関する業務
5. 第34条第2項及び第4項による安全認証
6. 第34条第5項による安全認証の確認
7. 第35条第1項による申告に関する業務
8. 第36条第1項による安全検査
9. 第36条の2第1項による自律検査プログラムの認定
- 9の2. 第36条の2第2項第2号による検査員の養成教育

- 10. 第 36 条の 3 第 1 項による支援及び同条第 2 項による登録
 - 10 の 2. 第 36 条の 4 第 1 項による有害・危険機械等の安全に関する情報の総合管理
 - 11. 第 38 条の 2 第 5 項による機関石綿調査能力の評価及び指導・教育に関する業務
 - 11 の 2. 第 38 条の 2 第 6 項による石綿調査機関に対する評価業務
 - 11 の 3. 第 38 条の 4 第 4 項による石綿解体・除去作業の安全性評価に関する業務
 - 11 の 4. 第 39 条第 3 項による有害性・危険性評価に関する業務
 - 12. 第 41 条第 10 項による物質安全・保健資料と関連した資料の提供
 - 13. 第 42 条第 8 項による作業環境測定・分析能力の評価及び指導・教育に関する業務
 - 13 の 2. 第 42 条第 9 項による指定測定機関の評価に関する業務
 - 13 の 3. 第 42 条の 2 第 1 項による作業環境測定結果の信頼性評価に関する業務
 - 14. 第 43 条第 9 項による健康診断能力の評価及び指導・教育に関する業務
 - 14 の 2. 第 43 条第 10 項による指定健康診断機関の評価に関する業務
 - 15. 第 43 条の 2 第 1 項による疫学調査
 - 16. 第 44 条第 1 項による健康管理手帳の発行
 - 17. 第 48 条による有害・危険防止計画書の受付、審査及び確認
 - 18. 第 49 条の 2 第 1 項及び第 3 項による工程安全報告書の受付・審査及び同条第 6 項による確認
 - 18 の 2. 第 52 条の 4 第 5 項による指導士補修教育
 - 18 の 3. 第 52 条の 10 による指導士研修教育
 - 18 の 4. 第 61 条第 3 号による施設の設置・運営業務
 - 19. 第 62 条第 1 項から第 3 項までの規定による補助・支援及び補助・支援の取り消し・還収に関する業務
- (3) 前項により業務を委託された非営利法人又は関係専門機関の役職員は、刑法第 129 条から第 132 条までの規定を適用するときは、公務員とみなす。

[条文改正 2009. 2. 6]

[題名改正 2011. 7. 25]

(手数料等)

第 66 条

- (1) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、雇用労働部令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。(改正 2010. 6. 4、2016. 1. 27)
- 1. 第 28 条第 3 項による安全・保健評価を受けようとする者
 - 2. 第 32 条第 1 項各号の者に職務教育を履修させようとする事業主
 - 3. 第 34 条第 2 項及び第 4 項による安全認証を受けようとする者
 - 4. 第 34 条第 5 項による確認を受けようとする者

5. 第 36 条第 1 項による安全検査を受けようとする者
 6. 第 36 条の 2 第 1 項による自律検査プログラムを認められようとする者
 7. 第 38 条第 1 項による許可を受けようとする者
 8. 第 47 条による資格・免許の取得のための教育を受けようとする者
 9. 第 48 条第 1 項から第 3 項までの規定による有害・危険防止計画書の審査を受けようとする者
 10. 第 49 条の 2 による工程安全報告書の審査を受けようとする者
 11. 第 52 条の 3 による指導士試験を受験しようとする者
 12. 第 52 条の 4 による登録をしようとする者
 13. その他の産業安全・保健に関連する者であって大統領令で定める者
- (2) 公団は、雇用労働部長官の承認を受けて、公団の業務遂行による受益者に、その業務遂行に必要な費用の全部又は一部を負担させることができる。 (改正 2010. 6. 4)

[条文改正 2009. 2. 6]

第 9 章 罰則 (改正 2009. 2. 6)

(罰則)

第 66 条の 2 第 23 条第 1 項から第 3 項まで又は第 24 条第 1 項に違反して勤労者を死亡に達するようにした者は、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。 [条文改正 2009. 2. 6]

(罰則)

第 67 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。 (改正 2013. 6. 12)

1. 第 23 条第 1 項から第 3 項まで、第 24 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 38 条の 4 第 1 項又は第 52 条第 2 項に違反した者
2. 第 38 条第 5 項、第 48 条第 4 項又は第 51 条第 7 項による命令に違反した者

[条文改正 2009. 2. 6]

(罰則)

第 67 条の 2 次の各号のいずれか一つに該当する者は、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処する。 (改正 2011. 7. 25、2013. 6. 12、2018. 4. 17)

1. 第 33 条第 3 項、第 34 条第 2 項、第 34 条の 4 第 1 項、第 38 条第 3 項、第 38 条の 3、第 46 条、第 47 条第 1 項又は第 49 条の 2 第 1 項後段に違反した者
2. 第 34 条の 4 第 2 項、第 38 条第 4 項、第 38 条の 2 第 4 項、第 43 条第 2 項、第 49 条の 2 第 3 項・第 10 項又は第 51 条第 6 項による命令に違反した者

[条文改正 2009. 2. 6]

(罰則)

第 68 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、1 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。 (改正 2011. 7. 25、2013. 6. 12、2018. 4. 17)

1. 第 10 条第 1 項に違反して、産業災害発生事実を隠蔽した者又はその発生事実を隠蔽するよう教唆し、若しくは共謀した者
2. 第 26 条第 5 項に違反して重大災害発生現場を損傷させた者
- 2 の 2. 第 26 条の 2 第 3 項に違反して、解雇、その他の不利益な処遇をした者
3. 第 29 条第 3 項、同条第 5 項ビラ、第 33 条第 1 項・第 2 項、第 34 条の 2 第 2 項・第 3 項、第 35 条の 4 第 1 項、第 52 条の 6 又は第 63 条に違反した者
4. 第 34 条の 2 第 4 項又は第 35 条の 4 第 2 項による命令に違反した者

[条文改正 2009. 2. 6]

[施行日：2018. 10. 18]第 68 条

(罰則)

第 69 条 次の各号のいずれか一つに該当する者は、1 千万ウォン以下の罰金に処する。

(改正 2011. 7. 25、2013. 6. 12)

1. 第 29 条第 8 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 2 項・第 3 項、第 40 条第 2 項・第 7 項、第 43 条第 5 項又は第 45 条第 1 項・第 2 項に違反した者
2. 第 35 条の 2 第 4 項又は第 40 条第 4 項・第 8 項による命令に違反した者
3. 第 42 条第 3 項による作業環境測定結果により勤労者の健康を保護するために当該施設・設備の設置・改善又は健康診断の実施等の措置をしなかった者

[条文改正 2009. 2. 6]

(罰則)

第 70 条 第 29 条第 1 項又は第 4 項に違反した者は、500 万ウォン以下の罰金に処する。

(改正 2011. 7. 25)

[条文改正 2009. 2. 6]

(両罰規定)

第 71 条 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して第 66 条の 2、第 67 条、第 67 条の 2 又は第 68 条から第 70 条までのいずれか一つに該当する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は個人にも当該条文の罰金刑を科する。ただし、法人又は個人が、その違反行為を防止するために当該業務

に関して相当な注意及び監督を怠らなかった場合は、この限りでない。 [条文改正 2009. 2. 6]

(過怠金)

第 72 条

(1) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、5 千万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(改正 2011. 7. 25)

1. 第 38 条の 2 第 2 項により機関石綿調査をせず、建築物又は設備を撤去し、又は解体した者
2. 第 38 条の 5 第 3 項に違反して、建築物又は設備を撤去し、又は解体した者

(2) 第 10 条第 2 項による報告をせず、又は虚偽の報告をした者のうち重大災害発生報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、3 千万ウォン以下の過怠金を賦課する。 (新設 2017. 4. 18)

(3) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、1 千 500 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(改正 2011. 7. 25、2017. 4. 18)

1. 第 10 条第 2 項による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (重大災害発生報告をせず、又は虚偽の報告をした者を除く。)
2. 第 43 条の 2 第 2 項に違反して、疫学調査を拒否・妨害又は忌避した者
3. 第 49 条第 2 項前段に違反して、安全・保健診断を拒否・妨害若しくは忌避した者又は同項後段に違反して、勤労者代表が要求したにもかかわらず安全・保健診断に勤労者代表を立ち合わせなかった者

(4) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、1 千万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(改正 2011. 7. 25、2013. 6. 12、2017. 4. 18)

1. 第 10 条第 2 項による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 1 の 2. 第 26 条の 2 第 2 項による措置をしない者
2. 第 29 条の 3 第 3 項、第 29 条の 4 第 1 項、第 30 条第 1 項・第 3 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項・第 4 項、第 36 条の 2 第 5 項、第 39 条の 2 第 1 項、第 48 条第 1 項から第 3 項まで (資格を備えた者の意見を聴かなくて作成・提出した者を除く。) 又は第 49 条の 2 第 1 項ビラ、同条第 5 項・第 7 項に違反した者
3. 第 41 条第 8 項、第 49 条第 1 項又は第 50 条第 1 項・第 2 項による命令に違反した者
4. 第 42 条第 1 項による作業環境測定をしなかった者
5. 第 43 条第 1 項による勤労者健康診断をしなかった者
6. 第 51 条第 1 項による勤労監督官の検査・点検又は回収を拒否・妨害又は忌避した者

(5) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、500 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12、2017. 4. 18)

1. 第 11 条第 1 項、第 20 条第 1 項又は第 41 条第 3 項に違反して、この法律及びこの法律による命令の要旨、安全保健管理規程及び物質安全保健資料を備え付けず、又は掲示しない

者

2. 第 41 条第 1 項又は第 11 項に違反して、物質安全保健資料を作成して提供せず、又は物質安全保健資料に記載せずに情報を提供しなかった者
 3. 第 12 条前段、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 18 条の 2 第 1 項、第 19 条第 1 項（第 29 条の 2 により労使協議体を設置・運営した場合を含む。）・第 5 項、第 21 条、第 29 条第 6 項・第 7 項・第 9 項、第 29 条の 2 第 7 項、第 31 条第 1 項から第 3 項まで、第 31 条の 2 第 1 項、第 32 条第 1 項（第 1 号の者に限る。）、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 3 項、第 38 条の 4 第 2 項、第 38 条の 5 第 1 項、第 42 条第 6 項、第 43 条第 6 項、第 44 条第 3 項、第 49 条の 2 第 2 項、第 50 条第 3 項・第 4 項又は第 52 条の 4 第 1 項に違反した者
 4. 第 15 条第 3 項（第 16 条第 3 項及び第 16 条の 3 第 3 項により準用される場合を含む。）又は第 51 条第 8 項による命令に違反した者
 5. 第 42 条第 1 項による作業環境測定又は第 43 条第 1 項による健康診断を行うときに、勤労者代表が要求したにもかかわらず勤労者代表を立ち合わせなかった者
 - 5 の 2. 第 42 条第 1 項による作業環境測定時において、雇用労働部令で定めた作業環境測定の方法を遵守しない事業主（第 42 条第 4 項により指定測定機関に委託した場合を除く。）
 - 5 の 3. 第 42 条第 3 項による作業環境測定の結果を当該作業場勤労者に知らせなかった者
 6. 第 51 条第 2 項による雇用労働部長官の要求を受けたにもかかわらず、報告又は出席をせず、又は虚偽の報告をした者
 7. 第 51 条第 6 項後段に違反して、雇用労働部長官から命令された事項を掲示しない者
- (6) 次の各号のいずれか一つに該当する者は、300 万ウォン以下の過怠金を賦課する。

(改正 2010. 6. 4、2011. 7. 25、2013. 6. 12、2017. 4. 18)

1. 第 11 条第 2 項に違反して勤労者代表に知らせなかった者
2. 第 25 条、第 40 条第 5 項、第 43 条第 3 項・第 7 項又は第 52 条の 8 に違反した者
3. 第 30 条の 2 第 1 項に違反して指導を受けなかった者
4. 第 32 条第 1 項（第 2 号の者に限る。）に違反して、所属勤労者に職務教育を受けさせなかった者
- 4 の 2. 第 34 条第 7 項による資料提出命令に従わなかった者
- 4 の 3. 第 38 条の 2 第 1 項により一般石綿調査をせずに建築物及び設備を撤去し、又は解体した者
5. 第 38 条の 4 第 3 項に違反して雇用労働部長官に申告しなかった者
6. 第 38 条の 5 第 1 項による証明資料を提出しなかった者
7. 第 40 条第 1 項による有害性・危険性調査報告書を提出せず、又は同条第 6 項による有害性・危険性調査結果及び有害性・危険性評価に必要な資料を提出しなかった者

8. 第 41 条第 4 項から第 6 項までの規定に違反して警告表示をせず、若しくは物質安全保健資料の変更内容を反映して提供しない者、又は同条第 7 項に違反して教育をしなかった者
 9. 第 42 条第 1 項又は第 43 条第 4 項による通知又は報告をせず、虚偽の通知又は報告をした者
 10. 第 48 条第 3 項に違反して有資格者の意見を聴かずに有害・危険防止計画書を作成・提出した者
 11. 第 48 条第 5 項又は第 49 条の 2 第 6 項に違反して、雇用労働部長官の確認を受けない者
 12. 第 51 条第 1 項による質問に対し、返事を拒否、妨害若しくは忌避し、又は虚偽の答えをした者
 - 12 の 2. 第 51 条第 3 項による検査・指導等を拒否・妨害又は忌避した者
 13. 第 64 条第 1 項から第 6 項までの規定に違反して書類を保存しない者
- (7) 前 6 項の規定による過怠金は、大統領令で定めるところにより雇用労働部長官が賦課・徴収する。

(改正 2010. 6. 4、2017. 4. 18)

[条文改正 2009. 2. 6]

付則 (法律第 4220 号、1990. 1. 13)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。

(安全管理代行機関等に関する経過措置)

第 2 条

- (1) この法律の施行の際に、労働部長官の指定を受けていた安全管理代行機関及び保健管理代行機関は、第 15 条及び第 16 条の規定により労働部長官の指定を受けたものとみなす。
- (2) 公団は、この法律により労働部長官が指定することとなっている指定教育・検査・測定又は診断機関の指定を受けたものとみなす。

(保護具製造・輸入者等に関する経過措置)

第 3 条

- (1) この法律の施行の際に、保護具を製造・輸入している者は、この法律の施行日から 6 カ月以内に第 35 条第 2 項の規定による人材と施設を備えなければならない。
- (2) この法律の施行の際に、有害物質を製造・使用している者は、この法律の施行日から 6 カ月以内に第 38 条第 1 項の規定による有害物質製造・使用許可を受けなければならない。

(週当たり勤務時間に関する経過措置)

第4条 この法律第46条の規定による週当たり勤務時間34時間は、300人未満の事業のうち労働部長官が指定する有害又は危険な作業に関しては1991年9月30日まで、その他の事業に関しては1990年9月30日まで35時間とする。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前の行為に対する罰則の適用においては、従前の例による。

(他の法律の改正)

第6条

(1) 産業災害補償保険特別会計法の一部を次のとおり改正する。

第3条本文中「韓国産業安全公団管理基金への出資金」を「産業安全保健法の規定による産業災害予防基金への出資金」に改める。

(2) 韓国産業安全公団法の一部を次のとおり改正する。

第13条第2項第2号中「産業災害補償保険特別会計からの出資金」を「産業安全保健法の規定による産業災害予防基金からの出資金」に改める。

(3) 勤労基準法の一部を次のとおり改正する。

第43条及び法律第4099号勤労基準法中改正法律付則第3条第2項を削除し、第6章を次のとおりとする。

第6章 安全及び保健

(安全及び保健)

第64条 労働者の安全及び保健に関しては、産業安全保健法の定めるところによる。

(以下の第6条略)

(他の法令との関係)

第7条 この法律の施行の前に、他の法令において従前の産業安全保健法の規定を引用しているものは、この法律の該当条項を引用したものとみなす。

付則 (法律第11882号、2013.6.12)

(施行日)

第1条 この法律は、公布後9カ月が経過した日から施行する。ただし、第4条、第11条、第13

条、第 15 条第 1 項・第 2 項、第 16 条、第 18 条の改正規定は、公布した日から施行し、第 10 条第 2 項の改正規定は、2014 年 7 月 1 日から施行する。

(産業災害発生報告に関する適用例)

第 2 条 第 10 条第 2 項の改正規定は、当該改正規定の施行後最初に発生した産業災害から適用する。

(請負事業時安全・保健に関する情報提供等必要措置に関する適用例)

第 3 条 第 29 条第 5 項の改正規定は、この法律の施行後最初に請負作業を開始する場合から適用する。

(建設工事設計変更要請に関する適用例)

第 4 条 第 29 条の 3 の改正規定は、この法律の施行後最初に請負契約を締結した工事から適用する。

(指導士の登録取り消しに対する適用例)

第 5 条 第 52 条の 15 の改正規定は、この法律の施行後最初に登録取り消し又は業務停止の理由が発生した場合(第 52 条の 15 第 3 号の改正規定に該当する場合及び同条第 4 号の改正規定中第 52 条の 6 に違反した場合を除く。)から適用する。

(安全認証機関及び安全検査機関の書類保存に関する適用例)

第 6 条 第 64 条第 2 項の改正規定は、この法律の施行後最初に安全認証及び安全検査を行う場合から適用する。

(産業衛生指導社に対する経過措置)

第 7 条 この法律の施行の際に、従前の規定による産業衛生指導士である者は、この法律による産業保健指導士である者とみなす。

(指導社の更新登録に関する経過措置)

第 8 条 この法律施行の際に、従前の規定により登録していた者は、この法律の施行後 3 カ月以内に第 52 条の 4 第 4 項の改正規定により登録を更新しなければならない。この場合において、第 52 条の 4 第 5 項ビラの改正規定による指導実績は備えているものとみなす。

(指導士研修教育に関する経過措置)

第 9 条 この法律の施行前に登録していた者は、第 52 条の 10 の改正規定による研修教育を受けたものとみなす。

(罰則等に関する経過措置)

第 10 条 この法律の施行前の行為に対して罰則及び過怠金を適用するときは、第 67 条、第 67 条の 2、第 68 条、第 69 条、第 72 条の改正規定にかかわらず、従前の例による。

付則 (法律第 13906 号、2016. 1. 27)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 9 カ月が経過した日から施行する。ただし、第 16 条の 3 の改正規定は、この法律の公布日から 2019 年までの期間以内で事業場の規模により大統領令で定める日から施行する。

※ただし書き部分の施行日：常時勤労者 30 人以上 50 人未満：2018 年 9 月 1 日

常時勤労者 20 人以上 30 人未満：2019 年 9 月 1 日

(工事期間延長要請等に関する適用例)

第 2 条 第 29 条の 4 の改正規定は、この法律の施行後最初に請負契約を締結した工事から適用する。

(禁治産者等に対する経過措置)

第 3 条 第 52 条の 4 第 3 項第 1 号の改正規定にもかかわらず、この法律の施行当時既に禁治産又は限定治産の宣告を受けており、法律第 10429 号民法一部改正法律付則第 2 条により禁治産又は限定治産宣告の効力が維持される者に対しては、従前の規定による。

付則 (法律第 14788 号、2017. 4. 18)

(施行日)

第 1 条 この法律は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。ただし、法律第 13906 号産業安全保健法一部改正法律第 16 条の 3 第 3 項前段の改正規定は、同改正法律付則第 1 条ただし書きによる施行日から施行する。

(受注者の産業災害発生件数等を合わせた公表に関する適用例)

第 2 条 第 9 条の 2 第 2 項及び第 3 項の改正規定は、2018 年 1 月 1 日以後発生した産業災害から適用する。

(安全保健調停者の選任に関する適用例)

第3条 第18条の2第1項の改正規定は、この法律の施行後最初に「建設産業基本法」第2条第10号の発注者が同改正規定による工事を併せて発注する場合から適用する。

(請負事業時安全・保健に関する情報提供等に関する適用例)

第4条 第29条第5項各号以外の部分後段及び同項第3号の改正規定は、この法律の施行後最初に第29条第5項各号のいずれか一つの改正規定による作業を請負う場合から適用する。

(課徴金賦課に関する適用例)

第5条 第34条の5第4項前段、第36条第10項前段、第42条第10項及び第43条第11項前段の改正規定は、この法律の施行前に業務停止処分理由が発生した場合についても適用する。

付則 (法律第15588号、2018.4.17)

この法律は、公布後6カ月が経過した日から施行する。